

令和 4 年

# 第 4 回美濃市議会定例会会議録

令和 4 年 9 月 5 日 開会

令和 4 年 9 月 2 8 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 令和4年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	7
諸般の報告及び行政諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程	8
議案の説明	
認第1号(副市長 堀部 勉君)	8
認第2号・認第5号・認第6号・議第45号・議第48号・議第50号 (民生部長(福祉事務所長) 西部睦人君)	10
休憩	13
再開	13
認第3号・認第4号・認第8号・議第46号・議第47号・議第51号 (建設部長 伊藤 篤君)	13
認第7号(美濃病院事務局長 林 信一君)	17
議第44号(総務部長 瀬瀬敬久君)	20
議第49号(市長公室長兼秘書課長 井上博司君)	22
議案の上程	22
議案の説明	
議第52号・議第53号(市長 武藤鉄弘君)	23
休憩	23
再開	24
質疑	24
委員会付託省略(議第52号・議第53号)	24
討論	24
議案の採決	24
休憩	24

再開	24
議案の上程	24
議案の説明	
請第1号(3番 服部光由君)	24
委員会付託(請第1号)	26
休会期間の決定	26
散会の宣告	26
会議録署名議員	27

## 第 2 号 (9月15日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	30
職務のため出席した事務局職員	30
開議の宣告	31
会議録署名議員の指名	31
議案の上程	31
質疑	31
委員会付託(認第1号から議第51号まで)	31
市政に対する一般質問	31
1 山口育男議員	31
1. 令和3年度決算と主要事業の成果について	31
① 令和3年度決算と今後の財政運営はどのようなか。	
② 新型コロナウイルス感染症対策事業についてはどのようなか。	
③ 以安寺山の整備状況と活用についてはどのようなか。	
④ 市道笠神・丸山線の整備計画はどのようなか。	
⑤ 美濃市健康文化交流センターの利用状況はどのようなか。	
2 豊澤正信議員	39
1. 美濃市の防災について	39
① 現在の防災備蓄品等の状況はどのようなか。	
② 現在の備蓄品が不足する場合の対策はどのようなか。	
2. 完成した美濃橋について	42
① 大規模修繕の目的と整備効果はどのようなか。	
② 整備効果の一つとして、美濃橋を美濃市のランドマークとして観光産業に寄	

	与しますとありますが、観光面ではどのように進めるのか。	
3.	国民文化祭について	44
	① 国民文化祭を教育委員会はどのように進めようとしているのか。	
休憩		45
再開		45
3	松嶋哲也議員	46
1.	長良川遊水地計画（横越地区）について	46
	① 本年5月に行った長良川遊水地事業地区説明会の開催目的と成果はどのようなであったか。	
	② 長良川遊水地計画の進捗状況と今後の予定はどのようなか。	
2.	自然災害からの防災・減災対策の充実について	48
	① 本市において、洪水ハザードマップによる避難対象者数が多い地域はどこか。	
	② 本市における避難計画はどのようなか。	
	③ 避難行動要支援者名簿の取組状況とその活用及び個別避難計画の取組状況はどのようなか。	
4	服部光由議員	52
1.	「美濃いきいき保険」について	52
	① 市民活動災害補償制度としての保険はどのようなものか。	
	② 過去3年間の保険料の支払額と補償実績（事故内容・保険金額）はどのようなか。	
	③ 補償制度の免責はどのようなか。	
	④ 免責額は申請した団体の支出となるが、免責がない保険、もしくは市財政からの補填は考えられないか。	
2.	新学校給食センターについて	54
	① 稼働を開始した給食センターの状況（新設備・職員・配送・学校での受入れ・配食）はどのようなか。	
	② アレルギー対応食への取組はどこまで進んだか。	
休憩		56
再開		56
4	服部光由議員	57
3.	インボイス制度導入による事業者への影響について	57
	① 現在の市内の免税事業者が、インボイス制度導入により、新たに負担することとなる消費税額はどの程度見込まれるのか。	
	② シルバー人材センターの会員及び道の駅「美濃にわか茶屋」の生産者・出荷者への影響について、市としてどう捉えているか。	
	③ 市として、制度導入による新たな負担に対しての何らかの対策が必要と考え	

	るがどうか。	
5	佐藤好夫議員	61
	1. 旧牧谷街道道路舗装について	61
	① 道路舗装の計画はどのようか。	
	2. 市関連施設の禁煙状況について	63
	① 市役所本庁舎をはじめとした、小中学校、美濃病院などの建物及びそれらの敷地内における禁煙状況はどのようか。また、伝統的建造物群保存地区の路上禁煙、喫煙所利用状況、公園や広場など公共の場における禁煙状況はどのようか。	
6	岡部忠敏議員	67
	1. アレルギー疾患対策について	67
	① 妊婦と乳幼児へのアレルギー疾患に関する保健指導の取組はどのようか。	
	② 災害時の避難所における食物アレルギー疾患の方への備蓄品の確保はどのようか。	
	2. 補聴器購入の助成について	69
	① 加齢に伴う難聴者に対する介護予防の取組として、補聴器購入の助成ができないか。	
	休憩	70
	再開	70
7	永田知子議員	70
	1. 留守家庭児童教室の現状と今後の対策について	70
	① 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、利用者数や運営体制にどのような変化があったか。	
	② 児童の不安感を取り除くための配慮が必要と考えるがいかがか。	
	③ 指導員が児童に向き合う時間を確保するための環境改善ができないか。	
	2. 旧美濃北中学校跡地の除草管理について	75
	① 除草作業の委託契約の詳細と進捗状況はどのようか。	
	② やむを得ず除草剤散布をしなければならない場合、住民への周知や作業後の経過観察はどのように行われているのか。	
	休会期間の決定	78
	散会の宣告	79
	会議録署名議員	80
	第 3 号 (9月28日)	
	議事日程	81
	本日の会議に付した事件	81

出席議員	81
欠席議員	81
説明のため出席した者	82
職務のため出席した事務局職員	82
開議の宣告	83
会議録署名議員の指名	83
議案の上程	83
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	83
民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	84
委員長報告に対する質疑	85
討論	85
議案の採決	88
閉会中の継続調査申出書について	91
閉会の宣告	91
市長挨拶	91
会議録署名議員	94
総務産業建設常任委員会審査報告書	95
民生教育常任委員会審査報告書	96

美濃市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和4年9月5日に令和4年第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和4年8月29日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1、令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、令和3年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）
- 1、令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について
- 1、令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について
- 1、人権擁護委員候補者の推薦について

令和 4 年 9 月 5 日

令和 4 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）



## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 9 月 5 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 10 認第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 11 議第 44 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 12 議第 45 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 46 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 47 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 15 議第 48 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議第 49 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 50 号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について
- 第 18 議第 51 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 19 議第 52 号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第 20 議第 53 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 21 請第 1 号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 21 までの各事件

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	島田昌紀君	市長公室長兼 秘書課長	井上博司君
総務部長	瀬瀬敬久君	民生部長 (福祉事務所長)	西部睦人君
産業振興部長	永田幸泰君	建設部長	伊藤篤君
会計管理者兼 会計課長	篠田博史君	教育次長兼 学校教育課長	武井由典君
美濃病院事務局長	林信一君	民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君
建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	後藤尋明君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴田勝己	議会事務局次長	佐藤和仁
議会事務局書記	中村亘輝		

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（古田秀文君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第4回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より議員の皆様方には、市政進展のために多大なる御尽力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

日中の日差しも少し和らいだなあとと思うと、また真夏日と、こんな中で非常に厳しい季節でございますけれども、市内の小・中学校では8月29日から2学期が始まり、コロナ禍ではありますけれども、子供たちが元気に通学をしているという様子を想像しますと、私たち大人も頑張らなければいけないなあと、こんな思いを感じるところでございます。

こうした中、昨年度から前野地区に整備を進めてまいりました学校給食センターが竣工し、9月1日には出発式を行い、小・中学校、児童・生徒約1,400名へ新たな学校給食センターから給食を提供することができました。今後も徹底した衛生管理の下、今まで以上に安全で安心な、さらには栄養バランスが取れた給食並びに食物アレルギーに配慮した給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

さて、これからのシーズンにおきましては、運動会をはじめとするスポーツ活動や文化祭の芸術活動など、市民の皆さんの活動が盛んになってくる時期であります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束には至っていないのが現状でございます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は、発生から3年ぶりに行動自粛がない夏休み、お盆となり、多くの国民が旅行やふるさとへの帰省による移動をする結果となりました。また、8月下旬以降、学校が再開されることとなるさらなる感染拡大も懸念されているところでございます。このため、岐阜県においても、第7波の感染急拡大への対応としまして、8月5日に発出した岐阜県BA・5対策強化宣言を9月30日まで延長し、引き続き県民、事業者、医療機関、市町村とともに、感染防止・拡大対策に取り組むこととしております。

本市におきましても、市民に向けた取組として、ワクチン未接種者への勧奨、基本的な感染防止対策の徹底、受診可能な医療機関を市のLINE、ホームページ、メールなどで周知するほか、こども園や小・中学校などへの保護者メールを活用して広報活動を実施しております。市内事業者におきましては、商工会議所と連携し、会員事業所へ医療・療養・検査体制の周知、ワクチン接種の加速化、基本的な感染対策の徹底を周知し、また飲食店には、黙

食やつい立てなどの消毒の徹底、換気扇設置の県補助制度の周知、市役所の取組といたしましては、庁内における消毒の徹底及び市民生活に多大な影響を及ぼす業務に従事する職員への抗原簡易検査キットによる検査体制を整えるなど、感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、県内全域において幅広い年代で感染が拡大し、第6波を大きく超える新規陽性者が8月中旬頃まで確認され、8月下旬からは減少傾向に転じましたけれども、依然として新規陽性者数は高い数字にございます。美濃市におきましても、9月4日現在の自宅療養者は140人、また市内の延べ陽性者数は2,005人と、おおむね10人に1人の市民が感染し、感染ルートといたしましては、最近では家族感染が増加しているところでございます。

このため、特にワクチン接種の促進につきましては、基礎疾患がある方への4回目の接種を9月中に、また年齢を問わず、初回接種、3回目接種、4回目接種の継続、国が示す12歳以下となる小児のファイザー社製ワクチンの3回目接種及びオミクロン株に対応したワクチンによる5回目の接種について、できる限り市民の要望に応えるよう、医師会と連携して進めていくこととしております。未接種の方におかれましては、ワクチン接種の有効性を御理解いただきまして、接種について積極的な御検討をお願いしたいと思っております。

また、全ての市民の皆様には、マスクの着用、手指消毒の徹底、室内の換気など、引き続き基本的な対策に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

また、次にマイナンバーカードに関してでございますが、皆様も御存じのとおり、国は令和4年度末までに国民のほぼ全員にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、全国の市町村へ普及に向けた取組を強化するよう求めてきております。国は、2年後の2024年度中を目途に、健康保険証発行をマイナンバーカードと選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指しております。このように、マイナンバーカードは、将来的には健康保険証をはじめとする各種身分証明書と統一、または連携させていくことが推測されます。

マイナンバーカードの取得率につきましては、美濃市の取得率は、速報値になりますけれども、8月31日現在で約40%、国及び県の8月31日現在の数値はまだ公表されていませんが、7月31日現在になりますと、国全体で45.9%、岐阜県は43.5%と、美濃市は全国及び県内でも非常に低い状況にございます。

このため、市といたしましては、国が普及について今年度実施している取得者に対するポイントの付与や市町村への普及促進に向けた財政支援等を利活用し、民生部をはじめ副市長をリーダーとしたマイナンバーカード取得促進プロジェクトチームを設け、全庁体制で取得率の向上に取り組んでおります。

加えて、本年度から立ち上げましたSDGs推進協議会、デジタルトランスフォーメーション推進協議会、カーボンニュートラル推進協議会のうち、SDGs並びにデジタルトランスフォーメーション推進協議会の研修会には、多くの議員の皆様にも御参加をいただき、誠にありがとうございます。

地球規模の大きな課題に対し、行政、市民、企業団体がどう取り組んでいくのか、取組の意義などを研鑽していただいております。それぞれの生活の中で実践できることを取り組むことによって、持続可能な地域社会の実現に御支援くださるよう、切に願うものでございます。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、令和3年度決算認定が8件、令和4年度補正予算が5件、美濃市民の歯と口腔の健康づくりを推進していくために必要となる条例制定が1件、条例改正が1件、人事案件が2件、その他1件で、計18件でございます。議案の内容につきましては、後ほど副市長並びに担当部長から説明を申し上げますが、私からは令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

令和3年度は、美濃市第6次総合計画のスタートの年度として、総合計画に掲げる基本目標の実現を目指し、引き続き地方創生に向けた着実な取組と、主要な施策と事業のさらなる重点化を図りながら、必要な事業を積極的に推進してまいりました。

また、令和2年度から継続して、新型コロナウイルス感染症対策としては、国及び県の制度も活用しながら、市民や事業者への感染防止対策の支援及び周知、小・中学校等における感染防止対策の実施、行動制限の影響等に伴う飲食店等への事業継続に対する支援に取り組んだところでございます。

一般会計の決算額は、歳入116億1,400万円余、歳出は106億1,500万円余となり、9億9,000万円余の黒字決算となりました。経常収支比率は88.0%で、前年度比5.8ポイントの改善、実質公債費比率は9.3%で、前年度と同比率、将来負担比率は26.7%で、前年度比14.3ポイントの改善となりました。コロナ禍等の影響により市税は3.9%の減収になりましたが、国税の増収に伴う地方交付税が前年度より15.8%の増収が主な要因となります。

財政の健全化を示す数値は改善されたものと判断をしております。実質公債費比率及び将来負担比率は、財政の健全化の判断となる早期健全化基準は上回ってはいないものの、経常収支比率は依然高い水準にあります。引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

歳出の主なものと増減については、市税28億6,000万円余、3.9%の減少、地方交付税31億2,000万円余、15.8%の増加、国庫支出金19億7,000万円余、47.8%の減少、市債5億6,000万円余、36.7%減少となりました。

基金のうち、令和3年度中の増減高が多いものは、減債基金、年末残高3億3,000万円余、増減高が1億7,000万円余、美濃和紙の里会館事業運営基金、期末残高6,800万円余であります。増減高は2,600万円余の減額、市民わくわくふれあい施設整備基金、期末残高ゼロで、この基金につきましては終了したところでございます。公共施設整備改修基金につきましては、期末残高4億3,000万円余で、増減高は1億600万円余の増額となりました。

歳出につきましては、厳しい財政状況が続く中ではありますが、総合計画に定める基本理念「市民と共に創るまち」、将来都市像である「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」の実

現、第6次総合計画の初年度として10年後、20年後の美濃市を見据え、4つの基本目標と9つの政策に基づき、コロナ禍の影響により縮小や延期等となる事業もございましたけれども、各種事業の推進に努めてまいりました。

最初に、基本目標1「健康でうるおいのあるまち」であります。政策2の「心身ともに健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイル予防のため、市内各地区の神社等を会場にしたフレイル予防体操を実施しました。健康年齢5歳アップの推進事業としては、国民健康保険加入者の人間ドック受診費用の助成制度を引き続き実施をいたしました。また、疾病の早期発見・早期治療を目的に、美濃病院「みの健康管理センター」を活用した健康診査の推進と検査結果に基づく個別指導の強化をし、健康寿命のさらなる延伸を図ってきたところでございます。

次に、基本目標2であります「子どもたちが誇りに思う輝くまち」では、政策3の「すべての子どもが豊かに育まれるまちづくり」を目指し、学校教育において、児童・生徒1人1台のタブレット端末を配付し、ICT教育の充実を図ってきたところでございます。

授業における活用例といたしましては、小学1年生の算数では、計算ドリルカードをタブレットにより繰り返し学習する、小学5年生では、理科の実験を動画撮影し、タブレットで繰り返し詳細に観察する、中学1年生の英語では、英会話をタブレットに録音して発音等を繰り返し確認する、中学3年生の数学では、2次関数をタブレットでシミュレーションするなど、小・中全学年の授業等で広く活用されております。

基本目標3であります「魅力あるまちづくり」では、政策4の「文化が息づく観光まちづくり」を目指し、滞在・体験型観光を推進するために、協定によりエイチ・アイ・エスから市に派遣された社員による観光事業者を対象にした日帰りツアーなど、コロナの影響により中止された企画もございましたけれども、アフターコロナを見据えた事業を実施してまいりました。また、県や関係市町と連携して長良川流域間の観光周遊・滞在につながる観光商品を開発するなど、広域的な連携により地域資源を最大限に活用した観光事業の推進に努めてまいりました。

基本目標4の「安全・安心なまち」では、政策7の「うるおいある便利で快適なまちづくり」を目指し、生活の快適性や利便性に欠かせない道路や橋梁の改良事業のほか、地域おこし協力隊として委嘱した2名による活動として、河原のごみ問題の解決に向けた地域住民と協働した取組、遊泳者等への安全確保を呼びかけるドローンを活用した取組、民間が市内の古民家をリノベーションして設けたサテライトオフィスを活用した移住・定住への取組を展開しているところでございます。

次に、企業会計決算について御説明を申し上げます。

病院事業会計では、収益的収入27億3,000万円余、収益的支出では26億7,000万円余となり、5,000万円余の黒字となっております。

上下水道事業会計では、収益的収入4億2,000万円余、収益的支出3億6,000万円余と、5,000万円余の黒字となっております。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計など5つの特別会計の決算額につきましては、いずれの会計も黒字決算となっております。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、ほぼ所期の目的を達成することができたものと考えております。いずれの事業も実施に当たっては、市民目線に立った行政サービスの提供、次世代に過度な負担を残さない行政運営に努めたところでございます。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたします案件は、決算の認定、補正予算、条例の制定及び改正、人事案件など、いずれも市政運営に必要な重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（古田秀文君） ただいまから令和4年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時18分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田秀文君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長から、さきに配付した報第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第7号、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（古田秀文君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間といたしたいと思ひます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間と決定いたしました。

---

### 第3 認第1号から第18 議第51号まで（提案説明）

○議長（古田秀文君） 日程第3、認第1号から日程第18、議第51号までの16案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第1号 令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

令和3年度は、コロナ禍において、第6次総合計画の初年度として、持続可能な財政運営に努めてまいりました。特徴としましては、普通交付税や地方消費税交付金などが増額になり、経常収支比率を押し下げるよい結果となりましたが、依然と厳しい財政状況が続いております。

それでは、赤スタンプ3番の令和3年度一般会計・特別会計決算、主要な施策の成果等の説明書より御説明申し上げます。

赤スタンプ3番をお開きください。

1ページをお開きください。

一般会計の決算概要です。

先ほど市長の挨拶の中にもございましたとおり、下段の表を御覧ください。

令和3年度の歳入は116億1,446万4,061円、歳出は106億1,519万7,760円で、歳入歳出の差引額は9億9,926万6,301円となっており、このうち翌年度繰越財源は3億7,540万1,600円で、実質収支額は6億2,386万4,701円の黒字決算となりました。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の決算状況です。

下段の表は、歳入の状況を各款別にまとめたものです。

歳入の主な科目の決算額を説明いたします。

1款 市税は28億6,065万5,000円で、前年度比3.9%の減となっております。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税、都市計画税の減免措置です。1億1,049万9,000円の減となりましたが、10款の地方特別交付金のうち8,164万3,000円が地方税



減収補てん特別交付金として措置されております。

11款 地方交付税は31億2,023万円で、前年度比15.8%増となりました。主な要因は、普通交付税及び特別交付税の増によるものです。

15款 国庫支出金は19億7,456万6,000円で、前年対比47.8%の減となっており、主に特別定額給付金事業費の皆減によるものです。

16款 県支出金は6億4,385万8,000円で、前年対比0.7%の減となりました。

次に、3ページを御覧ください。

これは、歳入の状況を自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区別した財源内訳の状況です。

合計欄を御覧ください。

自主財源は44億9,857万9,000円で、市税及び繰入金の減少により、前年度比11.2%の減となっております。

依存財源は71億1,588万5,000円で、前年度比18.0%の減となっております。

一般財源は78億8,370万7,000円で、特定財源は37億3,075万7,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。

歳出の状況です。

款別に主な科目を御説明申し上げます。

2款 総務費は15億2,351万6,000円で、前年度比51.9%の減で、主に特別定額給付金の給付事業の皆減によるものです。

3款 民生費は32億7,675万5,000円で、前年度比17.7%の増で、主に子育て世帯への給付金給付事業の皆増によるものです。

4款 衛生費は9億8,385万3,000円で、前年度比25.2%の増で、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業の増によるものです。

8款 土木費は15億5,678万2,000円で、前年度比44.9%の減で、主に健康文化交流センター建設事業の皆減によるものです。

10款 教育費は13億2,229万1,000円で、前年度比5.2%の増です。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、歳出の状況を性質別に区別したものです。

1から3までの義務的経費は42億5,096万1,000円で、前年度と比較しますと5億1,375万1,000円、率にして13.7%の増となりました。

次に、11の投資的経費は13億1,650万5,000円となり、前年度と比較しますと10億4,932万3,000円の減で、率にして44.4%の減となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足の比率の状況です。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、各公営企業会計とも資金不足額は生じておりません。  
次に、13ページをお開きください。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から、最下段の人口1人当たりの地方債現在高までを掲載しております。

表の上から5行目から7行目までの財政力指数は0.546、実質収支比率は10.1%、公債費負担比率は8.0%です。

8行飛びまして、財政調整基金は21億9,551万円で、前年度から654万円の増額となりました。

7行下、表の中ほどの地方債現在高は70億4,504万1,000円で、前年度から6,428万3,000円の減となりました。

経常比率につきましては88.0%となり、前年度より改善されました。

14ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第1号の説明は終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、認第2号、認第5号、認第6号、議第45号、議第48号、議第50号の6案件について、民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

認第2号、認第5号、認第6号の特別会計3案件の決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

それでは、認第2号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

国保の加入状況は、令和3年度末で世帯数は2,786世帯、被保険者数は4,512人となっており、前年度末に比べて世帯数は96世帯の減、被保険者数は173人の減となりました。

それでは、赤スタンプ2、決算書148ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が24億7,621万5,711円、歳出総額は24億978万7,248円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,642万8,463円でございます。

次に、125ページにお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 国民健康保険税は4億8,337万7,000円です。なお、不納欠損額は1,029万3,000円で、収入未済額は1億1,818万7,000円となりました。

5款 繰入金1億7,029万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

127ページに移りまして、歳入合計は、収入済額24億7,621万5,000円となっております。

129ページをお開きください。

歳出の主な支出済額は、2款 保険給付費16億9,417万3,000円は、一般被保険者の療養給付費、高額療養費などでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億1,087万6,000円は、県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分でございます。

131ページに移りまして、歳出合計は、歳出済額24億978万7,000円となりました。

以上で認第2号の説明を終わります。

続きまして、認第5号 令和3年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上人口は7,246人、高齢化率は36.9%で、前年度の同月と比較しますと、人口で45人の減、率では0.6ポイント増加となり、人口が減少する中、高齢化率は伸びているのが現状でございます。

また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は、本年3月31日現在1,195人、前年度の同月に比べ30人の増となっております。

それでは、赤スタンプ2、決算書200ページをお開きください。

こちらは、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は21億6,773万294円、歳出総額は21億1,201万9,648円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに5,571万646円でございます。

次に、179ページにお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 保険料は4億6,520万2,000円でございます。収入未済額は16万5,000円となりました。

1つ飛びまして、3款 国庫支出金4億9,790万4,000円は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金などがございます。

4款 支払基金交付金5億3,406万円は、40歳以上65歳未満の被保険者の保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金3億1,081万9,000円は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金の合計でございます。

1つ飛びまして、7款 繰入金2億9,671万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

181ページに移りまして、歳入合計、収入済額は21億6,773万円でございます。

次に、183ページをお開きください。

歳出の支出済額でございます。

2款 保険給付費18億9,232万2,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護や特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費9,255万7,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

一番下段に記載のとおり、歳出合計は、支出済額21億1,201万9,000円となりました。

以上で認第5号の説明を終わります。

続きまして、認第6号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立した岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、赤スタンプ2の決算書212ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億5,293万9,082円、歳出総額は5億4,882万9,699円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに410万9,383円でございます。

次に、201ページにお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 後期高齢者医療保険料2億1,062万円は、被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分でございます。

1つ飛びまして、3款 後期高齢者医療広域連合委託金614万6,000円は、保健事業費の委託金でございます。

4款 繰入金3億553万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

歳入合計、収入済額は5億5,293万9,000円でございます。

203ページに移りまして、歳出の支出済額でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億3,910万7,000円は、広域連合への負担金でございます。

3款 保健事業費614万6,000円は、すこやか健診などの経費でございます。

一番下段のとおり、歳出合計は、支出済額5億4,882万9,000円となりました。

以上で認第6号の説明を終わります。

続きまして、議第45号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、赤スタンプ1、議案集の40ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,827万9,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億118万9,000円とするものでございます。

43ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

7款 諸支出金は2,827万9,000円を増額するもので、令和3年度の保険給付費の確定に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

以上で議第45号の説明を終わります。

続きまして、議第48号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の64ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,128万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ21億4,440万8,000円とするものでございます。

66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

6款 諸支出金は3,128万5,000円を増額するもので、令和3年度介護保険給付費等負担金の確定に伴う国と県の負担金の償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

以上で議第48号の説明を終わります。

続きまして、議第50号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の76ページから79ページまででございます。

議案集の76ページをお開きください。あわせまして、赤スタンプ7、議案説明資料の8ページを御参照ください。

この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持・増進、健康寿命の延伸を目的に制定するものでございます。

条文につきましては、第1条から第11条までとなっており、主な内容は、第3条で市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本方針を定め、第4条から第8条において市の責務、市民等の役割を明らかにし、第9条においては、推進するための基本的施策の実施について定めるものでございます。

附則として、この条例は、令和4年10月1日から施行し、既に策定されている計画については、経過措置を設けています。

以上で議第50号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時47分

---

再開 午前10時57分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第3号、認第4号、認第8号、議第46号、議第47号、議第51号の6案件について、建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆様、おはようございます。

決算認定の案件は3件でございます。

認第3号、認第4号の特別会計の決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定、認第8号の公営企業会計の決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、認第3号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

農業集落排水は、7地区で供用開始しております。そのうち富野地区は、関市の処理区へ

排出しております。令和3年度末現在の7地区の接続状況は、設置済人口が2,792人、水洗化率が87.6%となっております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2、決算書の162ページをお開きください。2の162ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は2億2,861万1,563円、歳出総額は2億2,858万6,102円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに2万5,461円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円未満を省略して説明いたします。

同じ資料の149、150ページをお開きください。

まず歳入の表の収入済額について、主なものを御説明いたします。

2款 使用料及び手数料4,837万8,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

4款 繰入金1億7,744万7,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

歳入の合計は、調定額2億3,080万4,000円に対し、収入済額2億2,861万1,000円となりました。

次に、151、152ページを御覧ください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億1,587万2,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

2款 公債費1億1,271万3,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億2,858万6,000円となりました。

以上で認第3号の説明を終わります。

次に、認第4号 令和3年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理を行っております。令和3年度末現在の3処理区の接続状況は、接続人口が1万371人、水洗化率が70.1%となっております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の178ページをお開きください。178ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は9億6,584万4,167円、歳出総額は9億6,578万2,794円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに6万1,373円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

同じ資料の163、164ページをお開きください。

まず歳入の表の収入済額について、主なものを御説明いたします。

2款 使用料及び手数料2億4,077万円は、下水道使用料及び手数料でございます。

4款 繰入金6億3,642万8,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

7款 市債7,330万円は、特別措置分の縁故債、下水道事業地方公営企業法適用化業務公営企業会計適用債、左岸処理区污水管渠整備工事下水道事業債でございます。

165、166ページをお開きください。

歳入の合計は、調定額10億572万5,000円に対し、収入済額9億6,584万4,000円となりました。

次に、167、168ページを御覧ください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 総務費5,262万8,000円は、職員給与費等でございます。

2款 下水道事業費2億4,580万9,000円は、施設維持管理費、管渠整備事業費でございます。

3款 公債費6億6,734万4,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は9億6,578万2,000円となりました。

以上で認第4号の説明を終わります。

次に、認第8号 令和3年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、上水道事業の概要でございます。

赤スタンプ5、37ページを御覧ください。赤スタンプ5の37ページでございます。

令和3年度の主な建設改良工事として、市道生櫛・校前線配水管布設工事、令和元年度からの継続事業、県道美濃川辺線配水管布設替え工事などを行いました。

年度末給水人口は1万9,601人で、前年より438人の減少、給水栓数は8,299栓で、74栓の増加、年間給水量は225万2,789立方メートルで、4万2,889立方メートルの減少、年間の有収率は71.6%で、前年と同率となっております。

続きまして、28ページをお開きください。

令和3年度的美濃市上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は、税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略して説明いたします。

(1)収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は4億2,099万1,000円に対し、支出の決算額は3億6,337万7,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書にて御説明申し上げます。

次に、29ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は5,327万6,000円で、その内訳は、第1項 企業債5,110万円、第2項 工事負担金217万6,000円でございます。

次に、資本的支出の決算額は1億8,535万4,000円で、その内訳は、第1項 建設改良費6,831万1,000円、第2項 企業債償還金1億1,704万3,000円でございます。

また、欄外の記載、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、減債積立金などで補填しております。

30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は、税抜きとなっております。

30ページの1の営業収益の合計は3億1,689万3,000円、2の営業費用の合計は3億1,643万5,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は45万8,000円となりました。営業収益では、水道料金である給水収益、営業費用では、施設等の減価償却費などが主な内容でございます。

次に、31ページを御覧ください。

3の営業外収益は7,237万4,000円、4の営業外費用は2,115万7,000円で、差し引きますと5,121万7,000円の利益となりました。営業外利益では、美濃テクノパーク給水補助金である他会計補助金など、営業外費用では、企業債の利息である支払利息及び企業債取扱諸費などが内容でございます。

したがいまして、営業利益と営業外利益を足した5,167万5,000円が経常利益となり、この経常利益から特別損失を引いた5,158万6,000円が当年度純利益となりました。この当年度純利益にその他未処理利益剰余金変動額6,000万円を加えた1億1,158万6,000円が当年度未処理利益剰余金となっております。

33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

表一番右の未処分利益剰余金の処分については、議第51号にて、減債基金の積立て及び資本金への組入れについて議会の承認を求めるものでございます。

34ページをお開きください。

貸借対照表は、資産と負債の資本のバランスを示したもので、資産の部では、固定資産や流動資産を示したものの表の右下、資産合計の額と、あと36ページにお移りいただきまして、表の右下、負債の部及び資本の部の負債の合計額は40億9,433万9,000円で一致をしております。

38ページ以降に詳細を記載しておりますが、説明は省略させていただき、認第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算について2件説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の48ページをお開きください。赤スタンプ1、48ページでございます。

議第46号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,145万1,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、50、51ページを御覧ください。



歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に1,104万円を増額し、補正後の額を1億2,156万3,000円とするものでございます。その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金1,101万6,000円、及び令和3年度からの繰越金2万4,000円でございます。

なお、52ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第46号の説明を終わります。

次に、補正予算2件目となります。

赤スタンプ1、議案集の56ページをお開きください。56ページでございます。

議第47号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,942万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億54万7,000円とするものでございます。

また、次ページ、「第1表 歳入歳出補正予算」に、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額を記載しております。

次に、58、59ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

第1款 総務費は、補正前の額に86万6,000円を増額し、補正後の額を5,349万9,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、分担金及び負担金86万6,000円でございます。

第2款は下水道事業費、補正前の額に1,855万7,000円を増額し、補正後の額を2億8,588万7,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金1,546万3,000円と分担金及び負担金303万4,000円、令和3年度からの繰越金6万円でございます。

なお、60ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第47号の説明を終わります。

続きまして、議第51号 令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

赤スタンプ1、議案集の80ページ、併せて赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の33ページをお開きください。赤スタンプ1、80ページ、赤スタンプ5、33ページでございます。

先ほど認第8号で、議第51号にて議会の承認を求めるものと説明したものでございます。

令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金1億1,158万6,470円のうち、5,158万6,470円を減債積立金に積立て、6,000万円を資本金に組み入れることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 次に、認第7号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） おはようございます。

認第7号 令和3年度美濃市病院事業会計決算の認定についてにつきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それでは、赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、令和3年度の事業報告書であります。

総括事項について御報告をいたします。

2年度に引き続き3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策に追われる一年となりました。第4波に始まり、第5波、第6波とその波は大きくなり、医療現場を襲いました。市内唯一の病院として一般患者の診療や救急医療などの地域医療に加え、発熱患者外来、PCR検査の実施、コロナ患者の入院治療、ワクチン接種など、積極的に対応してまいりました。現在、第7波の猛威が続き、感染者数が高止まりする中、多くの発熱患者の対応に加え、医療従事者自身の感染、濃厚接触などによります人員不足にも対応しながら、地域医療の堅持に努めているところでございます。

また、国・県においてコロナ対応の見直しが検討されており、その動向にも注意しながら、今後も自治体病院として住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献してまいります。

続いて、患者数につきましては、入院患者数は年延べ3万7,979人で、1日平均104.1人、外来では、年延べ5万5,188人で、1日平均228人、病床利用率は85.29%でございました。

次に、収益的収支であります。以下、金額につきましては1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は27億1,732万9,000円、病院事業費用は26億6,189万8,000円で、差引き5,543万1,000円の純利益を計上いたしました。このうち医業収益は25億290万7,000円、医業費用は25億1,409万8,000円となっております。

資本的収支につきましては、収入で1億6,692万9,000円、支出では4億8,811万4,000円となりました。

戻りまして、2ページを御覧ください。

2ページになりますが、令和3年度決算報告書でございます。

この報告書は予算執行の報告でありますので、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明させていただきますので、決算額欄を御覧ください。

収入の第1款 病院事業収益は27億3,444万2,000円で、支出の第1款 病院事業費用は26億7,731万1,000円でございます。収支の内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明を申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億6,692万9,000円となりました。内訳は、第1項の出資金1億5,664万4,000円、これは企業債償還元金の一部を一般会計から出資金として受け入れたもので、第2項の補助金1,028万5,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策に

係る一般会計からの補助金であります。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は4億8,811万4,000円でございます。内訳は、第1項 建設改良費1億3,902万1,000円、医療機器等の購入及び空調設備更新工事などが主なものでございます。第2項 企業債償還金は2億4,917万1,000円、第3項 投資9,992万2,000円は、資産運用のための利付国債を購入したものであります。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,118万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

4ページをお開きください。

令和3年度損益計算書であります。

以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、(1)入院収益15億7,843万6,000円、(2)外来収益6億9,624万8,000円、以下(5)その他医業収益までの合計25億290万7,000円となりました。

2は医業費用で、(1)給与費12億4,817万1,000円、(2)材料費3億388万4,000円は、医薬品や診療材料の費用であります。(3)経費6億8,381万2,000円は、施設管理、医療事務などの委託料、そして光熱水費や賃借料、非常勤医師への報償費が主なものでございます。(4)減価償却費は、建物や医療機器等の減価償却費2億1,422万9,000円で、以下(7)訪問看護ステーション費までの医業費用の合計は25億1,409万8,000円であります。

医業収益から医業費用を差し引いた金額1,119万円の医業損失となりました。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収益までの合計は2億1,442万1,000円で、一般会計からの繰入金のほか、新型コロナウイルス感染症関連の一般会計及び県からの補助金などがございます。

4. 医業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計1億4,557万1,000円で、企業債利息や病院建設時の消費税に係る繰延資産償却及び控除対象外消費税などがございます。

医業外の収支におきましては6,884万9,000円の利益となり、医業損失を差し引いた経常利益は5,765万9,000円となりました。

5. 特別損失は、(1)過年度損益修正損222万8,000円で、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は5,543万1,000円でございます。

前年度繰越利益剰余金2億5,345万5,000円を合わせました当年度分未処分利益剰余金は3億888万6,000円となりました。

次に、8ページをお開きください。

令和3年度貸借対照表でございます。

初めに、資産の部で、1の固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産、合計で、一番右側の列に記載の42億3,928万4,000円、2の流動資産の合計は29億7,149万8,000円で、資産合計は、前年と比べ1,591万7,000円減額の72億1,078

万3,000円となりました。

次に、負債の部でございます。

3. 固定負債の(1)企業債は、翌年度償還予定額を除く残高で24億7,873万5,000円であり  
ます。

10ページをお願いします。

4. 流動負債の(1)企業債は、翌年度の償還予定額で2億5,745万6,000円、(2)未払金は、  
年度末時点の額で1億5,417万5,000円、(3)引当金は、ロの賞与引当金7,410万4,000円で、  
これは翌年度の6月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預り金を合わ  
せました流動負債の合計額は4億8,574万7,000円でございます。

5. 繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際し交付を受けました国・県な  
どの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額し  
ていくものであります。その合計1億1,999万1,000円を加えました負債合計は30億8,447万  
3,000円でございます。

11ページの資本の部では、6の資本金36億896万4,000円、7. 剰余金の(1)資本剰余金は、  
国・県補助金などの合計で2億845万8,000円、(2)利益剰余金は、イ、当年度未処分利益剰  
余金3億888万6,000円で、剰余金合計は5億1,734万5,000円でございます。

資本合計は41億2,630万9,000円となり、負債・資本合計は72億1,078万3,000円となりまし  
た。これは資産合計と一致をいたします。

13ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第7号の説明とさせていただきます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第44号について、総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第44号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申  
し上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお  
願いするものでございます。

赤スタンプ1番、議案集の10ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億480万2,000円を追加し、補正後の予算総額  
を105億6,649万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補  
正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございま  
す。

第3条は、地方債の補正で、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、14ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、工場誘致奨励金を追加するもので、期間、限  
度額を定めております。

次に、15ページ、お開きください。

第3表の地方債補正につきましては、林業施設災害復旧事業を追加し、社会資本道路整備事業、道路舗装改良事業の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、17ページでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

1款 議会費は7万8,000円を増額し、補正後の額を1億919万9,000円とするもので、内訳は人件費の増で、財源は全て一般財源でございます。

2款 総務費は3,567万円を増額し、補正後の額を11億8,005万7,000円とするものでございます。内訳は、電気料金の値上げに伴う本庁舎及び分庁舎施設管理経費653万8,000円、マイナンバーカード取得促進を図る住民基本台帳ネットワーク関係経費1,824万3,000円などで、財源は、国庫支出金2,081万6,000円、一般財源が1,485万4,000円でございます。

3款 民生費は5,989万9,000円を増額し、補正後の額を34億4,307万4,000円とするものでございます。内訳は、高齢者対策事務経費の人件費817万4,000円、高圧電気設備改修等を行う地域福祉センター施設管理経費1,270万5,000円、子ども・子育て支援交付金国庫補助金等過年度分の清算金など児童福祉事務経費1,327万7,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

4款 衛生費は1,237万9,000円を増額し、補正後の額を9億1,627万1,000円とするものでございます。内訳は、衛生センター補修経費715万円などで、財源は全て一般財源でございます。

6款 農林水産事業費は2,806万円を増額し、補正後の額を4億6,202万8,000円とするものでございます。内訳は、農業機械設備導入事業補助経費586万4,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1,101万6,000円などで、財源は自作農創設特別措置費等の県補助金が142万1,000円、森林環境譲与税基金繰入金のその他財源400万円、一般財源が2,263万9,000円でございます。

7款 商工費は2,746万7,000円を増額し、補正後の額を5億8,110万3,000円とするものでございます。内訳は、工場誘致奨励金1,022万9,000円、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担経費903万8,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

8款 土木費は9,208万5,000円を増額し、補正後の額を16億5,141万3,000円とするものでございます。内訳は、社会資本道路整備事業6,000万円、下水道特別会計繰出金1,546万3,000円、都市公園安全安心対策事業1,200万円などで、財源は、社会資本道路整備事業等の国県支出金が3,575万円、地方債が2,930万円、一般財源2,703万5,000円でございます。

次に、10款 教育費は4,586万4,000円を増額し、補正後の額を10億8,857万7,000円とするものでございます。内訳は、各学校の光熱水費等の増に伴う小学校事務局施設管理経費1,719万9,000円、中学校事務局施設管理経費815万3,000円のほか、小学校の施設改修経費が286万円などで、財源は全て一般財源でございます。

11款 災害復旧経費は330万円を増額し、補正後の額を433万円とするものでございます。内訳は、林道災害復旧事業に330万円で、財源は、林業施設災害復旧費の国県支出金214万5,000円、地方債が100万円、一般財源15万5,000円でございます。

以上、今回の補正総額は3億480万2,000円で、財源は、国県支出金6,013万2,000円、地方債が3,030万円、その他財源400万円、一般財源が2億1,037万円で、一般財源は、繰越金1億3,492万4,000円と地方交付税が7,544万6,000円でございます。

18ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第44号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古田秀文君） 次に、議第49号について、市長公室長 井上博司君。

○市長公室長兼秘書課長（井上博司君） よろしくお願いたします。

それでは、議第49号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の71ページをお開きください。議案集71ページになります。また、説明は議案説明資料でさせていただきますので、赤スタンプ7番、議案説明資料1ページを併せて御覧ください。議案集71ページ、議案説明資料1ページでございます。

改正の趣旨は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、育児と仕事の両立を支援していくことについて、国家公務員との権衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、1点目としまして、非常勤職員が取得する育児休業の取得要件を緩和すること、2点目、任期を定めて採用された職員の任期の更新などがあった場合の規定の整備、3点目、1歳から1歳6か月までの子を養育する非常勤職員が夫婦交代での取得ができることや、特別の事情がある場合に柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

2ページからの新旧対照表では、1点目の取得要件の緩和については、7ページの左側、新の第3条の2、2点目の任期の職員に関することが、6ページの新になります。第3条第7号、3点目の夫婦交代による取得等に関することが、4ページ、新の第2条の3第3号及び5ページの第2条の4で定めております。

附則としまして、施行期日を令和4年10月1日とし、一部規定は公布の日とするものでございます。

以上で議第49号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（古田秀文君） 以上で16案件の説明は終わりました。

---

#### 第19 議第52号及び第20 議第53号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 次に、日程第19、議第52号及び日程第20、議第53号の2案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第52号及び議第53号の2案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第52号並びに議第53号につきまして御説明を申し上げます。

最初に、議第52号 美濃市教育委員会委員の任命についてでございます。

赤スタンプ1の議案集81ページを御覧いただきたいと思っております。

現在、市教育委員として任命をいただいております別府徹也さんの任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員に任命をいたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

別府さんの住所は、美濃市大矢田1179番地2、生年月日は、昭和44年11月24日で、年齢は52歳でございます。現在は、別府会計事務所に勤められ、税理士として御活躍をされております。御家庭では、3人のお子さんの父親として子育てや教育にも積極的に取り組まれております。大矢田小学校のPTA会長も経験し、教育への造詣も深い方でございます。

また、法律では、教育委員会には保護者である者が含まれるようにしなければならないとされておりますが、この点からも教育委員として適任であると考えております。

御本人は、学校教育やスポーツ、社会教育への高い関心をお持ちの上、温厚、誠実なお人柄で、人格、識見とも優れ、教育委員として適任者であると考え、平成30年10月から当該委員をお務めいただいておりますが、引き続き選任をいたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議第53号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

赤スタンプ1、82ページを御覧いただきたいと思っております。

現在、人権擁護委員としてお務めいただいております野倉照子さんの任期が令和4年12月31日をもって満了となりますが、引き続き野倉さんを委員として選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

野倉さんの住所は、美濃市蕨生1979番地4、年齢は、昭和30年10月1日生まれの66歳で、令和2年1月から委員をお務めいただいております。

野倉さんは、広く社会の実情に精通され、市民の人望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方と存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、選任の御同意を賜りたく、お願いを申し上げます。

なお、任期は、令和5年1月から3年間でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古田秀文君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ  
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第52号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第52号は原案に同意することに決定  
いたしました。

次に、議第53号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第53号は原案に同意することに決定  
いたしました。

これより昼食のため、休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 第21 請第1号（提案説明）

○議長（古田秀文君） 次に、日程第21、請第1号について、紹介議員による説明を許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 請第1号について、お手元に配付されております請願文書表を読み上



げて紹介いたします。

受理年月日は、令和4年8月18日、件名は、消費税インボイス制度実施延期を求める請願であります。請願者は、関市栄町3-4-12、中濃民主商工会代表 須田共幸さん、紹介議員は、永田知子議員と私、服部光由であります。

それでは、消費税インボイス制度実施延期を求める請願の趣旨を伝えます。

請願の趣旨。

新型コロナウイルス収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度実施に向けた準備が進められています。

これまでは、基準期間の売上げが1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録業者になれば売上高に関わらず消費税申告が求められています。

消費税は消費者が払った預り金だから、免税業者が納税しないことで益税論が出ています。しかし、消費税法や通達において、一度たりとも、消費税が預り金とも預り金的性格のものであると明記されていません。消費税は消費者が払う税ではなく、課税売上から課税仕入れを差し引いた金額の消費税を業者が納税する税であり、法人税や所得税同様、付加価値にかかる税金です。

他の付加価値税には零細業者に配慮した免税点や控除があります。しかし消費税インボイス制度では、登録業者選択で年間の売上げ1万円でも消費税申告となります。

小規模事業者数の減少に歯止めがかからない日本において、地域経済の活性化のためには、起業や事業承継で新たな事業者・雇用を生み出さなければなりません。事業者として未熟な開業したときから、消費税の事務負担と税負担では、次代を担う事業者や新産業の芽を潰すことになるでしょう。

日本経済は30年成長が止まった国と言われています。今やるべきことはコロナ対応、原材料高騰・資材不足対策であり課税強化ではありません。また制度の周知ができていない現状での実施は、事業者間で混乱を招きます。

消費税インボイス制度の実施を再考するため、当面延期すべきです。

よって、以上の理由により次の請願をいたします。

請願項目。

インボイス制度（適格請求書保存方式）実施延期を求める意見書を国に提出してください。以上をもちまして紹介を終わらせていただきます。

現在、ヨーロッパ諸国では、いわゆる日本でいう消費税そのものの延期、もしくは減少、廃止、そういったことがこのコロナ禍でも行われております。そういった中で、このインボイス制度による納税制度が強化されていくということについては、全く現場の小売業者、そして庶民にとっての有益な内容ではないことを付け加えまして、ぜひとも皆さんの消費税インボイス制度延期についての請願に御賛同いただきたく、紹介いたします。よろしく願いいたします。

○議長（古田秀文君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会へ審査を付託いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月14日までの9日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9月14日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月7日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月15日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午後1時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月5日

美濃市議会議長                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      服   部   光   由

署 名 議 員                      豊   澤   正   信



令和 4 年 9 月 15 日

令和 4 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 9 月 15 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 44 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 11 議第 45 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議第 46 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 47 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 48 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 49 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 50 号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について
- 第 17 議第 51 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 18 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 18 までの各事件

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	市長公室長兼 秘書課長	井 上 博 司 君
総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君
産業振興部長	永 田 幸 泰 君	建 設 部 長	伊 藤 篤 君
会計管理者兼 会計課長	篠 田 博 史 君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	武 井 由 典 君
美濃病院事務局長	林 信 一 君	民生部参事兼 保健センター所長	辻 幸 子 君
建設部参事兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	後 藤 尋 明 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴 田 勝 己	議会事務局次長	佐 藤 和 仁
議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳 奈 子	議会事務局書記	中 村 亘 輝

## 開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適時お脱ぎください。

開議 午前10時00分

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両君を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第17 議第51号まで（質疑）

○議長（古田秀文君） 日程第2、認第1号から日程第17、議第51号までの16案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議案となっている認第1号から議第51号までの16案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は9月20日及び21日の午前10時から、民生教育常任委員会は9月22日及び26日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

---

### 第18 市政に対する一般質問

○議長（古田秀文君） 日程第18、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は美濃市議会市政クラブを代表して、令



和3年度決算と主要事業の成果について質問をいたします。

まず質問に入ります前に、この新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心から御冥福を申し上げますとともに、御遺族の皆様方には心からお悔やみを申し上げます。また、療養中の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さらには、日々大変な御尽力をいただいております医療従事者の皆様や、感染対策に関わる全ての市民の方に感謝を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症によって市民生活や経済活動に大きな影響が及びましたが、当市においては、ワクチン接種などの事業者支援等、コロナ関連の対策を着実に取り組んでいただきました。

しかしながら、最近では、このコロナ関連の対策に加えて、ロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰対策など多くの新しい課題への対応も求められており、従前からの市の課題への取組が停滞しているのではないかと懸念しているところでもあります。

そこで、決算認定を行う本定例会において、令和3年度決算と主要事業の成果について、市長に5つの点からお尋ねをいたします。

まず最初に、令和3年度決算と今後の財政運営についてであります。

令和3年度については、令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの方が自粛生活を余儀なくされたわけであります。一般企業も業種によっては経済活動の制限を受け、景気後退へと大きく作用し、市税収入への影響は顕著となったところであります。

令和3年度決算における市税収入は約28億6,100万円であり、これはコロナ禍前の令和元年度決算の約31億4,300万円と比較すると大きく減少していることが分かります。市の財政運営を支える主たる財源である市税が継続して減少している状況下で、国庫財源も活用しつつ、一部では市の財源で感染症対策や事業者への事業継続支援、市民の生活支援に必要な各施策を実施されたわけであります。

また、令和4年度の現在も、物価高騰対策に始まり、老朽化が進む各公共施設の更新、少子高齢化による社会保障経費の増大、市民の命を守る防災・減災対策等、差し迫る様々な問題が多くありますが、不安定な社会情勢下でも財政の安定的な運営を保つことは必須の課題であると考えます。

そのためにも、各単年度の決算のみで捉えるのではなく、将来の行政課題に対応するため、将来負担への備えとしての財源確保を検討することが財政運営上重要であるのではないのでしょうか。

そこで、1点目としまして、令和3年度決算と今後の財政運営はどのようなかについてお尋ねをいたします。

次に、2つ目の項目、新型コロナウイルス感染症対策事業についてお尋ねをします。

令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、令和3年度も引き続き猛威

を振るい、春の第4波に始まり、秋には第5波、冬には第6波による感染拡大が起これ、その間、岐阜県では特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域に指定されるなどし、飲食店への営業時間の短縮の要請や公共施設の閉鎖、各種イベントの中止といった措置が前年に引き続きなされました。

このような状況の中、市民の生命及び財産を守るため、美濃市は昨年度どのような新型コロナウイルス感染症対策を進めたのか、感染症防止対策と経済対策の両面から改めて確認し、次なる対策につなげていく必要があると考えます。

そこで、2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策事業についてはどのようなことについてお尋ねをいたします。

次に、3つ目であります。以安寺山整備事業についてお尋ねをします。

以安寺山の整備は、東京在住の森氏からの御寄附を活用し、市民アンケートにより選ばれた将来像、美濃花見山をベースに平成29年度から5年をかけ整備を進め、昨年度に一旦の完了がなされたところです。

この事業は、山の鬱蒼とした針葉樹を伐採し、四季折々に咲く花木を植樹し、5年先、10年先には山一面に花木が彩る市民の憩いの場となるように進めてきたもので、市民の期待も大きいところと思っております。

ただし、一旦整備された山には既に草木が茂り出しており、これからこの山全体を管理し、植樹した苗木を成育させていくことは大変な負担や経費を要するのではないかと考えますし、そういった心配の声も聞き及んでおります。

そこで、3つ目としまして、以安寺山の整備状況と活用についてどのようなことについてお尋ねをいたします。

次に、4つ目の項目であります。市道笠神・丸山線の整備計画についてお尋ねをします。

現在、東海環状自動車道西回り区間は、名新高速道路養老ジャンクションから大野神戸インターチェンジ間が令和元年12月に、関広見インターチェンジから山県インターチェンジ間が令和2年3月に開通し、未開通区間の大野神戸インターチェンジから山県インターチェンジ間も令和6年度の開通見込みであると聞いております。この西回り区間が名神高速道路に接続されることにより、東回り区間と併せて中京圏の放射線道路ネットワークが環状線で結ばれ、広域ネットワークを構築することで沿線地域の地域産業・観光産業の支援、さらには災害に強い道路機能の確保が大いに期待できるものと考えます。

このような状況の中、名神高速道路までの西回り区間が開通する前に、美濃市としても地域産業を活性化させるためにも、県道岐阜美濃線の武芸川方面から市内へ向かう美濃テクノパークへのアクセス道路でもある笠神・丸山線を令和6年度に開通見込みである西回り区間の開通に合わせて整備する必要があるのではないのでしょうか。

この笠神・丸山線は、県道岐阜美濃線の迂回ルートとしての利用者が多いにもかかわらず、大型車が安心して擦れ違いができないような幅員の道路でありまして、舗装の状態も悪く、早急に改良を進める必要があります。また、道路改良をすることにより、道路幅が広がり通

行が円滑になるだけでなく、道路周辺の土地活用の推進も期待されるところであります。

3月議会での答弁では、笠神・丸山線を通行者が安全で安心して通行できる幅員9メートル以上の道路を整備することにより、民間投資・需要を喚起し、新しい企業を誘致しつつ、若い世代が住み続けられるよう、働ける場所の確保を目的に整備したいと考えているとの考えをお聞きしたところであります。

そこで、4点目としまして、市道笠神・丸山線の整備計画はどのようなかお尋ねをいたします。

最後になりましたが、5つ目の項目、美濃市健康文化交流センターの利用状況についてお尋ねをいたします。

当該施設の建設は、長年の間、市が抱えていた公共施設の老朽化と市民の健康・福祉という課題にどのように対応していくのか、その一つの取組として実施してきたものであり、令和2年度が終期ではありましたが、美濃市第5次総合計画の「潤いある人・暮らし・地域コミュニティづくり」の実現という基本目標の下、子供の居場所づくりや健康づくり、高齢者の生きがいづくり、生涯学習の環境づくりなどの拠点施設の整備として取り組んできたものであります。

具体的には、市内の老朽化した公共施設の機能を1か所に集約し、拠点施設を整備する方針の下に始まったものです。

集約化の対象となった施設は、老人福祉センター、児童センターをはじめとする5つの施設であり、集約に当たっては、それらの各施設が持つ機能のほか、集約により新たに生み出される機能、いわゆる多世代交流などの機能を考慮したほか、防災やイベント会場など市民ニーズ等を踏まえた新たな機能も設けられました。

整備に当たっては、市政懇談会や市民説明会において広く市民の皆さんの御意見を伺い、その後、考える会や整備推進委員会を開催しながら、約10年の年月を経て完成した、市にとっても、市民の皆さんにとっても待望の施設であります。

本来であれば、竣工直後から多くの市民の方でにぎわう予定の施設ではありましたが、昨年4月から6月までの3か月間は、急遽新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場となったことから、市民による利用は同年7月からとなってしまいました。また、本年度に入っても7月中旬から8月上旬には同様に利用できない期間がありました。

そこで、5点目としまして、美濃市健康文化交流センターの利用状況はどのようなかについてお尋ねをいたします。

今回は5つの視点から質問をさせていただきました。それぞれの質問に対して答弁をよろしく願いいたします。

○議長（古田秀文君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、市政クラブを代表して山口議員から5点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

最初に、令和3年度の決算と今後の財政運営ということでございます。

御承知のとおり、令和3年度の決算は、一般会計で歳入が116億1,400万円余、歳出が106億1,500万円余となりまして、黒字予算というふうになっております。歳入歳出とも3年連続で100億円を超える規模となった予算でございます。あるいは、また執行でございました。

とりわけ令和3年度につきましては、喫緊の課題でありますコロナ感染対策を優先しつつも、第6次総合計画の初年度として大きく4つの基本方針により事業を進めてまいりました。

最初に、「健康でうるおいのあるまちづくり」としましては、肺がん、乳がんなど、いろんな各種の検診に加え、人間ドックの受診勧奨を積極的に行い、延べ5,682名の方が各種の検診・ドックを受けていただきました。疾病の早期発見と早期治療につなげることができたと考えております。

このほか、縁側コミュニティ、あるいはフレイル体操といったことで、市内におきまして計806回開催し、延べ4,460名の方に参加をいただき、健康づくり、あるいは地域の支え合いづくり、こういったものの促進が図れたものと考えております。

続いて、「子どもたちが誇りに思う輝くまちづくり」ということでございます。

小・中学校のGIGAスクール構想を推進するため、新たに2名のICT支援員を配置し、市内7校を巡回し、児童・生徒のICT教育のサポートを行ってまいりました。

そのほかにも子育て支援として、保育料無償化事業によって保護者の負担とされた給食費の一部助成、赤ちゃんの紙おむつ購入助成券の交付、こういったことを含めまして、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってきたところであります。

3つ目の「魅力と活力あるまちづくり」としましては、コロナ禍ではありましたが、アフターコロナ、あるいはウイズコロナを見据え、期間を延長して開催した美濃和紙あかりアート展、東京オリンピック・パラリンピック大会で授与された美濃手すき和紙の表彰状の展示、そして国内外のアーティストによる美濃和紙を用いた作品展を東京で開催するなど、観光振興や美濃和紙の魅力を県内外に発信したところでございます。

また、株式会社エイチ・アイ・エスから人材の派遣をいただき、地域連携マネージャーとして市役所で勤務いただき、観光コンテンツの開発、あるいは観光事業者との意見交換会などを進めていただきました。また、地域おこし協力隊として2名を委嘱し、地域活性化活動などに取り組んでいただいているところでございます。

次に、「安全・安心なまちづくり」としましては、市内6つの橋梁につきまして長寿命化工事の実施、自治会要望に基づきますインフラ整備・改修、そして消防ポンプ自動車の美濃市消防団藍見分団への配備のほか、学校給食センターの整備、生櫛地区、大矢田・極楽寺地区における区画整理事業への支援、曾代運動公園児童広場の遊具の更新などを進めてきたところでございます。

コロナ禍でいろいろな制約もございましたけれども、人流を伴う事業を除き、おおむね当初の目的を果たせたものと評価をしているところでございます。

次に、財政状況でございます。

老朽化の進む公共施設につきましては、当該年度の過度の支出や過度の市債の発行につながらないように、公共施設整備改修基金を積み立てるなど、計画的な整備に努めてきたところでございます。

具体例で申し上げますと、令和3年度に供用を開始した健康文化交流センターの整備費は約17億5,000万円余でございましたけれども、そのうち9億8,300万円余は基金に積んでまいりました。そういったことで将来への負担を極力抑えたところでございます。

こうした中でございましたけれども、財政調整基金の現在高は23億9,000万円余と過去最高額としておるところでございます。

また、市の借入金に当たる地方債の現在高は70億4,000万円余と、前年度から6,500万円程度減少したところでございます。この結果、国が定める財政健全化判断比率につきましても、いずれも改善をしております。令和3年度の実質公債費比率は9.3%、これは一般会計に占める借金返済の額の率でございますが、そして将来負担比率は26.7%、財政の弾力性を示す経常収支比率につきましては88.0%と、若干でありますけれども財政の弾力性が確保できたところでございます。いずれも過去10年間で最も健全な値となっております。

しかしながら今後、健康文化交流センター、学校給食センター、美濃橋の修復、美濃小学校の大規模改修など各種大型事業を実施してまいりましたので、これらの市債の償還が令和7年度より始まります。そうしますと、実質公債費比率が、あるいはいろんな各種指標は今後上昇するということが想定されております。こうしたことは既に想定をしております。各事業につきましては、補正予算債の活用など、市の借入返済額が地方交付税の増額対象として算入される有利な市債を活用しているほか、減債基金及び公共施設整備改修基金への積み増しも行ってまいりますので、十分対応できるものと考えております。今後も市民に過度の負担を残さないよう、健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の質問でありました、新型コロナウイルス感染症対策事業についてお答えをさせていただきます。

令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、前年に引き続き感染防止対策と経済対策の両面から数々の事業を実施し、総事業費といたしましては1億5,100万円余の決算額となりました。

感染症対策につきましては、年間27回にわたる本部員会議を開催し、各種の対策を検討してきたところでございます。

なお、この1億5,000万の中にはワクチン接種に係る費用は含まれておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種につきましては、健康文化交流センターでの集団接種の実施、高齢者の利便性を考慮したワクチン接種会場への巡回バスによる送迎の実施、インターネットによる予約受付などを行い、実際の接種に当たっては、25名の医師が延べ361回、12名の歯科医師が延べ39回、75名の看護師が延べ1,788回従事いただいたところでございます。それに加えて、1,241名の事務、あるいは会場整理などの業務に従事し、

大変多くの方々の協力を得たところでございます。1・2回目の接種につきましては、1万4,500名の方々、3回目接種については9,975名の方に接種を行ったところでございます。

ワクチン接種以外の感染防止対策としましては、小・中学校へのアクリル板や空気清浄機等の設置、児童・生徒が利用する消毒薬の配置、保育園の感染防止対策備品の購入助成、市民へのマスクの配布、各地域において外出の自粛が続いていた高齢者を対象としたフレイル予防教室の開催など各種事業を行ってまいりました。

また、第4波非常事態宣言がなされていた6月や人流が活発となりつつあった夏の時期には、基本的な感染防止対策の徹底などをお願いするチラシの配布、同報無線、あるいは防災あんしんメールでの呼びかけを実施し、5月にはバーベキューサイトの閉鎖や河川敷への侵入を防止するための措置も行い、感染拡大防止のための措置を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた各事業者への対策としましては、売上げが激減した宿泊業や飲食業者については、事業者が企画実施する宿泊・会食プランへの助成を実施し、中小企業につきましては、融資に係る利子及び保証料の助成、県の持続化補助事業への上乗せ支援、家賃や固定費の一部助成などを実施してまいりました。

また、市民への家計応援策としましては、子育て世帯や独り親世帯への給付金の給付などの事業を行ってまいりました。これらのほかにも、キャッシュレス決済サービスを活用したポイント還元事業や、下宿する大学生などへの家賃補助なども実施をしたところでございます。

今後も、国・県の動向を注視しながら、感染防止対策に加えまして事業者支援につきましても実施をしていくこととしております。

次に、3つ目の質問でありました以安寺山の整備状況と活用についてお答えをさせていただきます。

以安寺山につきましては、先ほど議員御説明のとおり、平成29年度から整備を進め、昨年度までに民家に近接する山麓部分を除く約2.7ヘクタールを伐採し、梅、桜、ハナモモ、サルスベリ、レンギョウなど11種類の苗木約1,100本を植樹いたしました。これからはこの植樹した苗木を大切に育てていかなければなりません。そのため、当面、苗木の管理と年3回の下草刈り、2回程度の施肥、こういったものにつきましては業者に委託をして実施してまいりたいと考えております。なお、今年は今月に下草刈りを行い、併せて苗木の状況を見ながら施肥を行っていくこととしております。

また、これらの事業につきましては、森林ボランティアクラブや周辺自治会による遊歩道の清掃活動などへの御協力もいただけるということをお聞きしております。今後5年先、10年先に成長した花木が山一面を彩り、多くの方が散策にお越しいただき、憩いの場となるよう、適切な花木の育成に努めてまいりたいと考えています。こういったことに対しまして、多くの市民のボランティアの活動にも協力いただきますようお願いをしてみたいと思っています。

次に、4点目でございます。

市道笠神・丸山線の整備計画はどのようなについてお答えをさせていただきます。

この道路の整備につきましては、議員からも御指摘がございましたように、民間投資、あるいは企業の誘致、こういうことを目的として、昨年度から測量・設計の業務を進めてきたところでございます。一部の設計が完了したことから、工事請負費の補正予算を現在お願いしているところでございます。

計画としましては、都市計画道路下切・坂田線との交差点から西側へ工事を進める計画でございます。

今後の予定としましては、最終的には歩道を整備した9メートル以上の道路を整備していく予定としておりますけれども、当面は東海環状西回りの供用開始時期に合わせ、令和6年度を目指し、9メートル以上の道路拡幅のみ最初に優先をしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。これによりまして、既に数社の企業から問合せがありますので、こういった方々に対して早めに対応できるように整備を進めてまいりたいと考えております。最後の質問でございます。

美濃市健康文化交流センターの利用活用ということでございます。

御承知のとおり、当該施設は昨年4月にオープンをいたしました。令和3年度は359日間で、新型コロナウイルスワクチン接種者を除き、延べ1万2,425名の方に御利用いただきました。貸館部分が延べ6,882名、内訳は、多目的ホールで2,443名、健康スタジオで1,296名、会議室が5部屋で2,898名、多目的室226名、クッキングスタジオが19名。交流スペースは延べで3,736名。内訳は、児童ルームで2,876名、交流ひろば860名となっています。また、保健センター部分につきましては、乳幼児や成人の方など1,807名の方が健診などで来館を試みえます。

利用料金につきましては、決算額は450万6,000円余。このうち駐車料金は130万円余となりました。

令和4年度の利用人数につきましては、8月末現在で153日間でありますけれども、延べ7,822名の方に利用いただいております。貸館部分が延べ4,771名。内訳は、多目的ホールが1,297名、健康スタジオ993名、会議室が1,828名、多目的室555名、クッキングスタジオが98名。交流スペース部分は延べ2,258名であります。また、児童ルームにつきましては1,580名の方が利用いただいております。また、保健センターにつきましては、健診などで793名の方が来館をされております。

いずれもコロナワクチンの集団接種会場として使いましたので、100%の利用にはなっておりませんので、御理解いただきたいと思いますと思っております。

最後に、施設の利用の内訳でありますけれども、健康スタジオや多目的ホール等の貸館部分では、市民グループによるダンスやコンサート、演奏会等が開催され、無料で利用できる児童ルームや交流ひろばは、児童の遊び場、親子連れの憩いの場として御利用いただいております。

なお、本年5月には、市内企業からより多くの方に親しんでいただければということで、

児童ルームに木製の遊具を寄贈いただきました。また、8月には、交流ひろばにおきまして民族音楽の演奏会を開いていただくなど、市民の方からの提案により新たな利用方法も生まれつつあります。

供用を開始してから1年半と新しい施設であります。今後の利用状況を見ながら必要に応じて指定管理者と協議を行うなど、市民の皆様の利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても引き続き御支援を賜りたいと思っております。

いろいろ市政クラブから御質問をいただきました。それぞれお答えをさせていただきました。十分でないかも分かりませんが、御理解願いますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 5つの項目に対しまして、るる詳細にわたり答弁をいただきました。

財政のことですが、財政調整基金が現在23億9,000万余ということで、これは増加しているわけでございますね。

なお、また市の借入金に当たる地方債におきましては、6,000万ほど減少したということで、この市政運営には感謝しているところでございます。

しかし、まだまだいつ終息があるか分からないこのコロナウイルスでどういう状況になるか誰にも分からないところでございます。その辺を、今までも随分細かくやっていただいておりますが、財政のことも見ながらしっかりとやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（古田秀文君） 次に、一般質問に入ります。

最初に、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

私は発言通告書に従い、一般質問、美濃市の防災についてを総務部長に、完成した美濃橋についてを建設部長と産業振興部長に、国民文化祭についてを教育次長に一問一答にてお尋ねをしていきます。

最近の異常気象を考えると、日本中では猛暑が続き、各地で水害や土砂災害が発生をしております。報道では、大地震、ゲリラ豪雨、線状降水帯、記録的短時間大雨情報、数十年に一度、今までに経験したことのない、想定外といったフレーズを毎年のように耳にします。このような状況がいつどこで起こっても不思議でない昨今、私たちの生活を脅かす脅威です。本当に新しい用語ばかりがどんどん増えてきている現在です。

今年はありませんでしたが、美濃市も最高気温が40度を超える市として全国的にも上位の常連組に入っています。今年の9月4日の市民一斉避難訓練の折、私たちの自治会は大地震による水道断水を想定して、給水車による飲料水の配給を行いました。町内から参加された皆さんは、防災の関心は高く、災害が隣り合わせだという認識で、いつかは我が身だという



心持ちです。しかしながら、幾つかの意見交換の場で、災害の脅威は認識しているも、どこか他人事で行動が伴っていません。それは、災害による停電、断水が起きる予想は知りつつも、防災備蓄の面から見ると何も準備しておりません。非常に脅威な事実です。我が家を見回しても同じことが言えるんです。市街地は、水害、土砂災害からは比較的安全だと思われつつも、地震による火災が発生したらひとたまりもありません。

防災の基本を考えたときに、物の備え、必要と思われるものを備蓄するという事です。アクションの備え、初期行動でまず自分の体を守る、火を消す、ブレーカーを落とすなど、いろいろあるように思います。そして、心の備え、こんなはずではない、想定外という言葉にならないように、最悪の状況も自分で想像しながら準備していることだと思います。手始めに物の備えから始め、このきっかけで防災備蓄のことを真剣に考えたいというふうに思います。

ここで質問いたします。

美濃市において、現在の防災備蓄品等の状況はどのようなか、総務部長に質問をいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、豊澤議員の1つ目の質問、美濃市の防災についての1点目、防災備蓄品等の状況についてお答えをさせていただきます。

災害時用の備蓄品につきましては、防災・中央コミュニティセンター、道の駅美濃にわか茶屋のほか、洲原、下牧、上牧、大矢田、藍見、中有知の各地域ふれあいセンターの計8か所に備蓄をしております。

市では、岐阜県が平成25年に発表した南海トラフの巨大地震被害想定調査で想定される美濃市の避難者数1,991人を基準として、非常食については、その3日分に当たる約1万8,000食を必要な備蓄量として考えておりますが、保管場所等の問題から、全てを市で備蓄することは困難であるため、市民の皆さんによる備蓄や国・県からの救援物資、また協定事業者からの流通備蓄を考慮し、必要量の半分程度である7,550食分のアルファ米などを備蓄しているほか、乳幼児の1,400回分の粉ミルク、応急用として1,700リットル分の飲料水を備蓄しております。日用品につきましては、毛布が540枚、簡易トイレが34セット、生理用品2,880個、アルミ製ブランケット1,000枚を備蓄し、また避難所で使用するものとして、エアーマットが300個、簡易ベッドが44台、大型扇風機や冷風機各4基を備蓄しております。このほかにも防災活動用の資機材として、投光器が9基、発電機が12台、土のう袋が2万9,300枚などを備蓄し、また新型コロナウイルス感染症対策として、簡易パーティションが131個と段ボールの間仕切り16部屋分などを備蓄しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） よく分かりました。なかなかやはりいろんなものを想定していきながら準備をするということは大変だなあとということを実感いたしました。そして、市が備蓄す

ることは困難、そんなところで個人個人での飲料水、非常食を含め、個人的に必要と思われる備蓄が本当に個人個人の義務で準備をすることが必要だなというふう実感をしました。

そしてまた、これだけ生活の中にスマホを頼っている生活をしていきますと、スマホのバッテリーに寿命がありますので、災害時にもバッテリーの充電の大切さも考えながら準備をしていく必要があるというふう実感いたしました。

それでは、次の質問に入ります。

災害といっても、台風のように一過性で済む場合もあれば、内容によっては復旧に時間がかかることもあります。発生しないほうがいいとは思いますが、いろんなことを考える中で、備えあれば憂いなしでございます。

ここで質問いたします。

現在の備蓄品が不足する場合の対策はどのようなか、総務部長に質問をいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、2点目の御質問、備蓄品が不足する場合の対策についてお答えをさせていただきます。

現在、市で保管している備蓄品の状況につきましては先ほど答弁したとおりでございますが、今後起こり得る災害には地震・水害・土砂災害といった様々なものがあり、災害の規模や内容など、想定を超える事態により備蓄品が不足する場合も考えられます。

そのため、市では、多種多様な非常事態に対応できるよう、市内の大型商業施設やホームセンターを経営する事業者、衣料品の小売事業者、農協、生活協同組合や道の駅生産者の会など、物資の供給に関するだけでも8つの団体と協定を締結し、刻々と変化する状況やニーズに合わせた物資を速やかに調達する流通備蓄の体制を整えております。

また、このほかにも県内の全市町村相互による応援体制を整えているほか、愛知県の豊田市、瀬戸市といった東海環状自動車道沿線都市、福井県の大野市、三重県鳥羽市、富山県高岡市や長野県飯田市、また北海道の士幌町とも相互応援協定を締結し、全50の自治体から支援が受けられることとなっております。

なお、このような体制の上で、市民の皆様には各家庭において3日分の非常食や飲料水等の備蓄をお願いしているところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

これは本当にいろいろ大変だなあというふうに思っております。しかしながら、災害は忘れた頃にやってくると、こう言います。南海トラフ大地震も40年のうちには必ず来る。その40年のうち、明日かもしれないですね。防災の基本を考えたときに、物の備え、アクションの備え、心の備えを真剣に考え、備えあれば憂いなし、こんなようところで対応できればというふうに思っております。

この防災を調べていく中で、最近の防災ラジオについていろいろと情報が入ってきました。

最近の防災ラジオは情報を得るだけではなく、バッテリーも発電型という形になっております。手回しで発電する方法やソーラーで発電する方法、そして何といても携帯電話の充電機能があるんですね。それを持ち出しながら充電できるという、そういうような形になっているものが非常に多くなってきました。美濃市の事情もさることながら、こういうものについてかは移行していかれるということを私は期待しております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

5年間の修理を終えた美濃橋について質問させていただきます。

美濃橋は大正5年に架けられた橋で、我が国で現存する近代的なつり橋としては最古のもので、昭和30年代までボンネットバスを含む車両が通行していました。上流・下流には橋梁が架かることで次第に交通を減らしていき、昭和40年代には歩行者専用として利用してきました。そして、平成15年に大正期を代表するつり橋として重要であることから、国の重要文化財に指定されました。

見慣れた風景ながら、橋を改めて見ると、長良川の満々と水をたたえた姿、右岸には新緑の小倉山、春には桜色に包まれ、夏の川辺には釣り人が集います。秋には紅葉が映えます。とてもいい環境に架かる橋です。橋に目をやると、長さ100メートルを超えるつり橋は、強度を保つために中央に行くにしたがい盛り上がりいくアーチが非常に美しい、バランスの取れた橋だなと気づかされ、100年前の人々と同じ思いで、郷土の自慢であり、財産だというのが伝わってきます。

それが、今までの修理はペンキの塗り替えや底板の交換程度で、大々的な修理が全く行われず、建設当時の部材がそのまま残り、かえって文化財の価値を高めたのでしょうか。

そこで、文化財の指定を受け、5年に及ぶ美濃橋修復事業の内容は、アンカーの修理、主塔工事、補剛桁補修、塗装工事、床板交換、転落防止柵、照明灯設置、ケーブル張力調整と、こういう工事を行ってきました。完成した美濃橋は堂々とした風格、夜間には照明により非常にきれいになりました。市民として本当に誇らしい限りです。

現在、コロナ禍で大々的には難しいかもしれませんが、対外的にもアピールする十分な価値があると思います。

ここで質問をいたします。

大規模修繕の目的と整備効果はどのようなか、建設部長に質問をいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの御質問についてお答えいたします。

美濃橋は、平成13年に土木学会の土木遺産に認定されたことや、平成15年の国指定重要文化財に指定されたことにより、土木遺産として後世に残していくことを目的として大規模な修繕を実施する運びとなりました。

整備効果としては、経年劣化や損傷が激しい部材、鋼材の補強及び主塔の耐震補強を行ったことにより、修繕前と比較し安全性が高まったと考えております。

また、新たな100年に向けて、長良川の右岸・左岸を結ぶ交通のインフラを支えることが可能となり、前野地区から美濃小学校・中学校への安全な通学が図れるようになりました。さらには、美濃橋の夜間照明灯がライトアップ効果をもたらし、新たな観光スポットになるほか、周辺の道の駅美濃にわか茶屋、川湊灯台、旧牧谷街道、うだつの上がる町並みなどの観光ルートの一翼を担うなど、市のランドマークとして観光産業に寄与することを期待しているところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

話の中に100年を見据えてという言葉がありましたが、本当に力強く、私ども市民としては大切なものとして守っていききたいというふうに思っております。

そして、幾つかの整備効果の話の中に観光の話題が含まれていました。しかしながら、昨年3月、開通式を終えてから既に1年半がたとうとしています。その間、何のアクションもありません。

ここで質問をさせていただきます。

整備効果の一つとして、美濃橋を美濃市のランドマークとして観光産業に寄与しますとありますが、観光面ではどのように進めていくのか、産業振興部長に質問いたします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） おはようございます。

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

美濃橋の観光面での活用としましては、令和3年3月の美濃橋の改修を契機に、美濃橋フォトコンを開催し、また第1回美濃市ドローン空撮大会を開催して、美濃橋をはじめとする美濃市の魅力をインスタグラムやYouTubeといったSNSを活用してPRしてまいりました。また最近では、テレビ局のロケ番組に取り上げられる機会も多くなっているところで

す。一方で、美濃市の観光については、観光入込客統計調査の数値を見てみますと、市内への観光入り込み客数は、コロナ前の令和元年は年間104万7,000人でしたが、令和2年は64万5,000人、令和3年は65万6,000人と、この2年間はコロナの影響を受けて低迷しております。今年については、6月までの上半期で31万4,000人と、まだまだ観光客は回復したとは言えず、美濃橋改修が観光産業にどのように寄与したか、現状では評価が困難と言えます。今後、アフターコロナに向けて、観光の活力を取り戻すためにも、美濃橋をはじめとする市内の観光資源について情報発信を強化してまいりたいと考えております。

なお、今後の取組としましては、今年度は観光庁が実施する地域観光資源の多言語解説整備支援事業というものがあるんですが、これにより外国人観光客にとって分かりやすく魅力的な観光資源の多言語解説文を作成して、アフターコロナに備えてまいります。また、間もなく実施いたします観光事業者によるモニターツアーの事業におきまして、観光資源の掘り

起こし、観光地としての磨き上げを行っていくこととしております。

これらのほか、本年度リニューアルする市のホームページに多くの観光情報を掲載していくとともに、引き続きインスタグラム、フェイスブック、ツイッターを活用するなどして情報発信の強化に努めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

まだこれからどんどんPRされるようですので、期待をするところであります。

これは夏の話になりますけれども、私の友人がこのコロナ禍の中でドライブに行こうやと言いました。そして、美濃を案内する中で、まず見てびっくりしたのが長良川の大きさと美しさでございます。そして、それに架かる美濃橋も見て、本当に感激していききました。これをどんどんアピールを何でしないのと、こういうような非常に美濃橋に関しましては期待感のある素材でございますので、大切にPRしていきたいというふうに私は実感をいたしております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

いよいよ2年後に2024年、岐阜県で25年ぶり2回目の国民文化祭が開催される年になります。前回の岐阜県国民文化祭は、平成11年10月23日から11月3日にかけて、「日本のまん真ん中から新世紀へ」というテーマで行われました。

第14回国民文化祭・ぎふ99、美濃市はことばの演芸祭ということを開催いたしました。内容は、2年前から始まっていたにわか台本コンクールを拡大して、国民文化祭実行委員会が行っております。私も先日のように記憶しております。

そして、今回の国民文化祭を美濃市はどのような内容にするか考える前に、既に岐阜県は基本方針を掲げられております。

1. 「清流の国ぎふ」文化力を結集・発信。文化芸術の灯で岐阜県民が一つになり、総参加で日頃の文化芸術活動の成果を発信する大会にします。また、本県ならではの自然、歴史、伝統、技、産業、暮らし、文化、食、これまでに発掘して磨いてきたものを全て持続可能な地域の資源として魅力を世界に発信して、岐阜ブランドを岐阜県の誇り、国内外に発信する大会にしたい。

そして2. 次世代を見据えた文化芸術の創造。コロナ禍で縮小せざるを得なかった文化芸術活動を未来に向けて再び始動し、地域の文化芸術を創造する大会にします。また、デジタル技術を積極的に活用して、文化芸術とデジタルの融合を図るなど、新たな文化芸術の価値を創造する大会にしますと言っています。

文化芸術で人が輝く共生社会の実現。年齢、性差、障がいの有無に関わらず、誰もが多彩な文化芸術に親しみ、その魅力を共有し、一人一人が輝く共生社会の実現に向けた大会にしますと言っています。

そして最後、国民文化の大交流の実現。日本の中心に位置し、古くから我が国の東西文化

の結末点である本県において、国内外から多数の人々が交流することによって、国内最大の文化の祭典にふさわしい、多彩な国民文化の大交流を実現する大会にしますとあります。

そして今回、この岐阜国民文化祭を美濃市として企画するに当たり、市民提案型で美濃ならではのしっかりした内容で企画したいということを私は願っております。

ここで質問をさせていただきます。

国民文化祭を教育委員会はどのように進めようとしているのか、今の段階で結構ですので、教育次長に質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 皆さん、おはようございます。

御質問についてお答えいたします。

県では、今議員が申し上げられたように、4つの方針を基本に「清流の国ぎふ」文化祭2024として、令和6年10月14日から11月24日の42日間開催することとなっています。

7月には、県議会議員、市長村長、関係機関及び関係団体の役職員等のメンバーによる実行委員会が設立され、詳細については未定ですが、多くの事業等が計画されています。市町村にもオール岐阜として積極的な企画・提案を行い、地域の発展に寄与することができる事業が求められています。

美濃市としても、この国民文化祭が市内の文化協会登録団体や美濃流し仁輪加連盟をはじめとした文化保存団体などの文化活動をされている方々にとって、さらなる発展の場となることを目指しています。そのために、8月4日に一部の団体の方に集まっていただき意見交流会を開催し、取り組みたいこと等についての御意見をいただきました。これを基にして、11月末までに美濃市実行委員会を設立します。詳細はまだ決定していませんが、美濃市ならではの魅力を見だし、市民の文化力向上ができる絶好の機会となるよう進めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

いよいよ25年ぶりに立ち上げようとしている国民文化祭でございます。2年間といいましても、あっという間の期間でございます。その中で唯一、美濃市らしさをやはり全国にアピールしていく一番のチャンスだというふうに私は考えております。なかなかやはり美濃市としましても、あのこともこのことも入れようと、そういうことで特色がなくなってしまうように、美濃市独特の文化を全国に発信する内容になればというふうに期待をしております。

これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま山口育男議員から、体調不良のため早退届が提出されましたので、御報告いたします。

次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は通告に従い、一問一答形式で、1点目、長良川遊水地計画（横越地区）について2つの質問を建設部長に、2点目、自然災害からの防災・減災対策の充実について2つの質問を総務部長に、1つの質問を民生部長にいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の長良川遊水地計画（横越地区）についての質問です。

本年3月の定例会の一般質問でも申し上げましたが、防災、治水の問題は市民皆様の生命と財産に直接関わる重大な案件でありますので、長良川遊水地計画（横越地区）につきましては、進捗状況ごとに質問を行いたいと考えておりますので、お願いいたします。

本市においては、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風23号の洪水で、長良川、板取川をはじめ、中小河川においても河川堤防の決壊や越流などの氾濫により、甚大な被害に見舞われております。

戦後最大流量を記録した平成16年10月洪水と同規模の洪水に対応するための遊水地整備について、令和元年5月20日、木曾川水系流域委員会において、長良川に整備する遊水地候補を6か所から本市の横越地区が選定されました。令和2年3月31日には、木曾川水系河川整備計画の変更位置づけられ、計画が進められることとなっております。

遊水地事業に関して、本市では、本年5月17日から26日にかけて、横越公会堂、中有知小学校、藍見公民館の3会場で長良川遊水地事業地区説明会が開催され、遊水地整備の概要、整備効果、左岸堤防の老朽化対策等について説明が行われました。この遊水地事業地区説明会については、本年6月定例会の一般質問において、服部議員が説明会の様子についてお尋ねをされています。この一般質問に対する報道の中で、国交省が地元住民限定などの見出しは、地区住民や私の認識と異なる部分でありました。

そこで質問です。

本年5月に行った長良川遊水地事業地区説明会の開催目的と成果はどのようなであったか、建設部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

1級河川長良川は、河口から岐阜市の千鳥橋下流約100メートルまでを国土交通省が管理し、それより上流は岐阜県が管理しております。今回の遊水地事業は、国土交通省が事業を実施することとして、令和3年4月1日より山崎大橋上流約300メートルから下渡橋下流約100メートルの区間の管理が、岐阜県から国土交通省に変更されております。このため、説明会の主体は国土交通省が行っているものでございます。

議員からもお話がございましたが、令和2年3月に木曾川水系河川整備計画が変更され、長良川の遊水地計画が位置づけられたことから、河川整備計画に基づいた事業を進めるために説明会が行われてきました。

内容としましては、今年度より遊水地事業用地の土地所有者、位置、面積などを把握するための河道内の用地測量や、道塚堤と呼ばれる長良川左岸堤防の老朽化対策を実施すべく、地域の住民を対象とした説明会が開催されたところです。しかしながら、説明会では、遊水地計画そのものよりも、遊水地計画以前から課題となっておりました中有知地区の道塚堤防の補強や、横越地区の内水対策等についての要望が多くあったところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて、遊水地事業地区説明会の開催目的と成果について確認できました。

5月の説明会を地区の住民を対象に開催したことは、コロナ禍でもあり、やむを得なかったと考えています。答弁にありましたように、地区の安全対策等に関わる要望が多かったことから、遊水事業につきましては、流域地区ではできるだけ小さな単位で説明会を実施していただくことが大事だというふうに思っております。また、流域地域以外の市民の皆様にも遊水地事業の概要等が理解できるように、説明会の開催等での周知をお願いいたします。

次の質問に移ります。

遊水地事業の令和3年度の取組として、長良川左岸堤防、道塚堤防の地質調査及び浸透流解析が行われ、浸透に対する堤防の安全性が基準を満たしていると確認されました。7月29日には、左岸堤防の状態を確認するため、堤防の点検が実施され、堤防は老朽化が進行しており、一部区間では護岸破損や樹木浸入が確認されています。横越地区においては、地質調査及び浸透流解析が実施され、洪水時における遊水地内の湧き水量が確認されています。令和4年度も引き続き調査が行われ、一部では対策の実施や設計も進むと聞いております。

河川整備は下流から上流に向けて実施するのが原則ですので、遊水地整備を進めなければ下流より順次整備されるのを待たねばならず、この先長年にわたり、危険と背中合わせの状況が続くこととなります。遊水地整備と河道掘削及び左岸道塚堤防の老朽化対策などを実施すれば、下流のみならず美濃市の治水安全度を高めることが可能になると認識しております。

ここで2つ目の質問です。

長良川遊水地計画（横越地区）について、現在の進捗状況と今後の予定、計画はどのような建設部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 御質問についてお答えいたします。

国土交通省は、これまで事業予定箇所の測量、地質調査、概略設計や長良川左岸堤防の点検などを実施し、現在は、長良川右岸側の市道の拡幅検討や地域住民からの意見を踏まえた長良川左岸の道塚堤防の詳細設計などを実施しているところと聞いております。



長良川の河川整備は、長良川流域全体の治水対策として、平成16年台風23号の洪水と同規模の洪水に対する水害を防ぐ目的で考えられてきたもので、まさに遊水地計画はその一つでございます。

遊水地事業が完了した後も、今後発生する全ての洪水に対する水害が防げるものとは考えておりませんが、市としても早期に完成を望むものであります。

今後の予定としましては、市としても木曾川上流河川事務所と連携し、説明会を開催するほか、木曾川上流河川事務所のウェブサイトで遊水地事業を紹介するページを立ち上げるなど、引き続き事業説明をしていくと聞いております。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて、進捗状況と今後の予定について確認できました。

答弁にもありましたように、長良川遊水地（横越地区）の整備については、国土交通省が行いますので、連携において正確な情報を迅速に周知し、セミナー、説明会等の場を設け、計画を進めていただくこととなります。

しかし、冒頭でも申し上げましたが、防災・治水の問題は市民皆様の生命と財産に直接関わる重大な案件であります。河川整備の考え方と遊水地整備による効果を十分に理解していただけるよう、市としての考え方や働きかけについても、より周知を行い、市民の皆様の意向を酌み取りながら、遊水地事業を進めていただくようお願いしまして、1点目の質問を終わります。

次に2点目、自然災害からの防災・減災対策の充実について質問いたします。

日本各地で自然災害が相次いでいます。災害を止めることは不可能であるものの、日頃からの備えとして、被害を軽減するための防災・減災の取組強化が不可欠であります。

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水し、堤防が決壊して、甚大な被害が発生する事例も増えていきます。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識した上で、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何より重要です。

国土交通省及び都道府県では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域と指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表しています。

本市においても、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所やその他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを製作し、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知しておりますが、洪水にほぼ関係ない地域と大きく関係する地域があると考えます。

ここで1つ目の質問です。

本市において、洪水ハザードマップによる避難対象者が多い地域はどこか、総務部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 松嶋議員からの御質問の1点目、洪水ハザードマップによる避難対象者数が多い地域についてお答えをさせていただきます。

令和3年4月に世帯配付をいたしました洪水ハザードマップは、千年に一度起こり得る大洪水を想定したもので、5メートルを超える浸水深となる区域などが示されております。そのうち、歩行での避難が困難となる0.5メートル以上の浸水が想定される区域で見ますと、板取川流域の下牧地区、上牧地区では、地区の半分ほどが該当し、その世帯数は住民基本台帳上の世帯数から換算すると、下牧地区で450世帯、上牧地区で400世帯ほどが浸水すると考えられます。

長良川流域では、洲原地区の大部分が該当し450世帯ほど、美濃地区では前野、安毛、下渡の全域と曾代、上条、港町、余取川沿いの地域の一部で計600世帯ほど、藍見地区では、笠神、横越地区の一部で300世帯ほど、また中有知地区では長良川沿いの地域の全域で900世帯ほどが浸水すると考えられます。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて、避難対象者の多い地域が確認できました。

答弁にありましたように、中有知地区では中央10丁目、生櫛、さくらが丘、志摩地区の全世帯が避難対象になり、長良川左岸道塚堤防の決壊等では、立ち退き避難者対象が900世帯にも及びます。洪水による大規模広域避難においては、市全体で3,000世帯以上が避難対象となり、それにより現状の公的避難所では調整が難航するおそれがあります。

このような状況下、避難者自身において、自主避難先を確保することを積極的に推進することを基本とし、それを実現するための方策を実施することが重要であると考えます。

洪水時における人的被害を軽減させるためには、住民の適切な避難行動を促すことが重要であり、そのために、行政は住民が洪水対応行動の判断を的確に行うための情報を迅速に伝達する必要があり、実際の避難行動に結びつけなくてはなりません。

ここで、2つ目の質問です。

本市における避難計画はどのようなか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、2点目の御質問、避難計画についてお答えをさせていただきます。

災害発生時、または発生のおそれがある場合、市においては、気象庁や国土交通省、県などから発出される情報や、地域から寄せられる情報を精査し、高齢者等避難や避難指示の発令を行い、それに伴い避難所等の開設を行っております。

避難所につきましては、土砂災害と河川の氾濫ではその開設場所が変わってまいりますし、

災害ごとに判断し避難所を開設しておりますが、この点については、日頃から市民の皆さんにも周知を図っているところでございます。

また、自治会が自ら決めた場所へ自主的に避難される場合も同様であります。その場合、河川氾濫等による浸水区域や土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに当たる場合は、避難所として利用することができないため、自治会とは連絡を密にしながら、避難所開設を判断することになってまいります。

洪水や土砂災害に対応する市の避難所としましては、収容可能人数560人の美濃中学校体育館や、430人の武義高校体育館、260人の美濃小学校体育館などが主なものとなりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、一人一人の間隔を空ける必要があることから、収容人数はこの半数ほどとなってまいりますし、また体調の優れない方については、専用の避難所となっております中央公民館等への移動をしていただくことになってまいります。

こうしたことから、市では災害が迫っている際の避難先としまして、安全な知人や友人、親戚宅などへの避難についても検討していただくように周知をしているところでございます。

[1番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて、美濃市の避難計画が確認できました。

答弁にありましたように、避難所の収容人数はもともと全避難者を収容できる規模ではないことに加え、新型コロナウイルス感染症対策で現状の半分近くになります。全国的に見ても、約3割から4割が避難所へ、6割から7割が自宅及び自主避難でありますので、避難先の調整を行うに当たっては、住民調査や統計調査の結果等から、どの程度の住民が浸水区域以外に自主避難先を確保できるかを推計し、対応する必要があると考えます。

自主避難先の確保に当たっては、住民のみならず、避難先として想定される企業や学校、宿泊施設等にも協力してもらえるような社会的機運を高める必要があると考えております。

また、宿泊補助制度等の自主避難先確保の推奨策を併せて検討することを提案いたします。3つ目の質問に移ります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓の中で、高齢者等への避難対応に不十分な場面があったことを受け、平成25年の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされました。現在、ほぼ100%の市町村において作成されるなど、普及が進んできたと聞いております。

しかしながら、本来は、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されていない可能性があり、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している方を発見、把握し得る町内会や自治会等、また社会福祉協議会、民生委員や児童委員など地域の鍵となる人や団体との連携が必要であると思われまます。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者名簿の作成に併せて個別避難計画の作成を進めることが適切であります。これについては、平成25年8月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において示されておりますが、

現在においても、避難行動要支援者名簿に掲載されている者全員について、個別避難計画の作成を完了している市町村は非常に少なく、掲載者の一部について作成が完了している市町村が約6割であるようです。

ここで、3つ目の質問です。

避難行動要支援者名簿の取組状況とその活用及び個別避難計画の取組状況はどのようなか、民生部長にお尋ねします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） それでは、御質問の2点目の3つ目、避難行動要支援者名簿の取組状況とその活用及び個別避難計画の取組状況はどのようなかについてお答えさせていただきます。

市においては、民生委員、児童委員の方々に御協力をいただき、現在1,449名の方の避難行動要支援者名簿を作成しています。独り暮らし高齢者や後期高齢者世帯、障がいをお持ちの方などで、災害時に地域の支援を希望され、かつ避難支援に必要な名簿情報の外部提供への同意を得た方の名簿でございますが、真に自ら避難することが困難であるかどうか、避難支援の必要性について精査を進めており、特に避難支援が必要な方についての名簿精査の取組は毎年の見直しも含め、不断の取組であると考えています。

名簿の活用につきましては、消防署や警察署をはじめ、自治会長など避難支援等関係者に名簿情報を提供し、地域における連携と避難時の支援につながるよう努めているところです。

個別避難計画の取組につきましては、水害や土砂災害など、地域ごとに見込まれるハザードの状況や、要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い方から作成に取り組みつつ、関係者による避難支援体制の整備を図るため、避難支援等関係者を誰にするのか、避難の仕方はどうするかなど、避難支援について自治会や自主防災組織、民生委員、児童委員の方々など、地域の皆様と十分に認識を共有しながら、地域の中で避難が円滑かつ確実に行われるよう、地域の実情に応じて、令和5年度中の作成を目指し、取り組んでまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁にて取組状況と活用について確認できました。

東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち約6割が65歳以上の高齢者であり、また障がい者の死亡率は健常者の死亡率の約2倍に上ったと推計されています。

避難支援を実効性のあるものとして、多くの命を救うためには、避難行動要支援者名簿の作成に併せて個別避難計画の作成を進めることが重要であります。個別避難計画の作成に当たっては、個人情報保護の観点から情報の収集、共有、活用が困難であること、それぞれに計画が異なるなど、大変な作業であることは承知しておりますが、生命に直接関わる問題でありますので、答弁にもありましたように優先順位を決め、示していただいた期日内で全員の計画完了をお願いいたします。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動を取ることが原則です。市民の皆様には自宅

や学校、職場等にはどのような危険があるのか、市が指定している避難場所はどこなのか、自主避難先の確保はどうするのか等について、あらかじめ確認しておき、いざというときの避難行動に結びつけていただく必要があります。

市としては、自然災害発生時に命と暮らしを守ることを最優先に、全ての人々が安心して避難できるよう、多様な人の意見を反映しながら、個別避難計画や避難所の感染対策を強化した避難計画の策定等、防災・減災対策をさらに充実していただくようお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は一般質問の一問一答方式で、美濃いきいき保険について、教育次長。新学校給食センターについて、教育次長。インボイス制度導入による事業者への影響について、産業振興部長。この3点について質問をいたします。

最初に、美濃いきいき保険について、教育次長にお尋ねいたします。

美濃市の行政を支えている団体の一つに地区ごとの自治会組織があり、7地区69の自治会が活動しております。その内容は多岐にわたり、役員の方々の苦労は本当に大変なものがあります。その活動中の災害・事故に対しての保険についてお尋ねいたします。

市民活動災害補償制度として美濃いきいき保険制度があり、これにより自治会活動などの不慮の事故に対しての保険が支払われてきましたが、この制度は美濃市独自に保険会社と契約を結んでいるのか。

質問としては、市民活動災害補償制度としての保険はどのようなものか質問いたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 1つ目の御質問についてお答えします。

市民が安心して社会活動するための保険であります。市民団体の活動中の不慮の不測の事故により、行事主催者や指導者に賠償責任が問われた場合や参加者に傷害があった場合に、市民に対して市が保険料を負担して保険会社が補償する保険です。

なお、賠償責任事故の補償限度額は、対人補償1名につき1億円、対物補償限度額は1事故につき100万円、傷害事故の補償は、死亡補償金500万円、入院補償金1日につき3,000円などとなっています。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この質問に対しての答弁としては、私は市民活動災害補償制度、美濃市が加入していますが、これが美濃市独自に保険会社と契約を結んでいるのかどうか。要するに、全国の中での自治会関係の保険の一つなのかどうかという質問も重ねて質問をしているわけですが、この点はどうでしょうか。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 今の御質問に対してですが、美濃市のほうでこの補償に対しての教育委員会のほうで規定をしております、その条件に見合う保険会社と契

約をしております。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、この市民活動災害補償制度の保険に関してですけれど、過去3年間の保険料の支払い額と補償実績、事故内容、保険金額はどのようなものか御答弁ください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 過去3年間の保険料と補償実績についてお答えします。

令和元年度の保険料は85万3,000円です。補償した事故内容は、スポーツ活動中の打撲、骨折、捻挫等8件と、スポーツ活動中以外のけがが1件の計9件です。支払われた保険金額は40万4,000円です。

令和2年度の保険料は85万円です。補償した事故内容は、スポーツ活動中の切り傷、骨折等9件で、保険金額は55万円です。

令和3年度の保険料は83万2,000円です。補償した事故内容は、スポーツ活動中の打撲、骨折、捻挫等12件で、保険金額は49万8,000円です。

なお、全て被保険者の傷害に対するもので、賠償責任によるものではありません。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、これは実際にあった事例なのですが、連合自治会で配布された資料の中に、賠償責任として、身体賠償・財物賠償があつて、傷害については、死亡から通院までの、先ほどの答弁にあつたように、それぞれに限度額が設定された表の一覧が示されておりました。

ある自治会で事故が発生し、この保険の申請を行った際に、担当者からは直接保険会社と書類等のやり取りを行ってほしい、このように言われ、担当の自治会では直接保険会社と書類のやり取りを行いました。その際に免責があり、その金額を差し引いた分しか支払いできませんと通告されました。初めて、事故の負担を、補償を一部自治会がしなければならない、こういったことが分かりました。

免責については明記がないが、制度の免責はどのような形が表記されているのかお答えください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

補償制度の免責につきましては、損害賠償事故の場合のみ5,000円となっております。

また、免責の明記につきましては、今後4月の連合自治会の資料に掲載をさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 今の質問をもう少し、もう一回確認しますが、連合自治会に渡された資料の中にこの免責額を明記、これからするという意味。来年度のそういったパンフに免責額を示すという、そういう意味合いですね、今の答弁は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、分かりました。

来年度からそういったことを、免責額がありますということを明記されるということは分かりましたが、実際に美濃市として、自治会活動への配慮がちょっと足りないんじゃないかなあと、このように思っております。

確かに免責は一般的に保険にはあると思うんですけど、自治会がいろんな活動をやる中で事故が起こったと、その賠償をしなきゃいけないと。こういったときに、今回の場合は5,000円だったらしいんですが、5,000円を自治会が払わなきゃいけなくなったということで、先ほど、支出の保険料の支払い額と補償実績をお伺いしたんですが、そんなにたくさんあるわけではないわけなんですけれど、ぜひとも美濃市としても免責がない保険、多分そういうのはないはずなんですけれど、もしくは市の財政からの免責分、こういった補填は考えられないのか、御答弁いただきます。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 今後の免責についてですが、美濃いきいき保険は、市民の社会活動中に事故を起こした場合、相手から損害賠償を求められた場合、個人・団体に過失があると認められた場合に賠償金が支払われます。

免責額5,000円は、その過失分として自己負担と考えますので、免責のない保険への変更や免責額の市からの補填は考えておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 今の答弁、非常に私、自治会に対する市の姿勢というのが、何だこれはというふうに思う感じで聞きました。

自治会がいろんな活動の中で、本当にボランティアで役員の方は一生懸命やっている中で、やむを得ず事故が起こったわけですね。そういう中で、その補償さえも市としては考えられない。これはちょっと自治会に対して、どういうふうに市が対応するのかということも踏まえて、ちょっと憤りを感じます。ぜひこの辺は配慮していただきたい、このように思います。

次に、新学校給食センターについて質問いたします。

給食センターの完成、業務委託事業者との契約も終わって、学校への配食が始まって間もない状況ですが、センター稼働の準備、研修期間も短く、関係者の奮闘ぶりが言われておりますが、現在の状況はどのようなか。こういった中で、稼働を開始した給食センターの状況は。新設備、職員、配送、学校での受入れ、配食の状況、これはどのようなになっているかお答え

ください。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 御質問にお答えします。

新学校給食センターは、9月1日の稼働から2週間をたとうとしておりますが、大きな問題もなく給食の提供ができています。

新施設は、ドライ運用方式の採用により、調理器具から床に水を落とさない構造としているため細菌の繁殖を防ぎ、非常に衛生的であり、全熱交換器により換気を行うことで、室内の温度を一定に保つことができ、快適な作業環境で調理ができています。

職員の状況は、所長1名、学校栄養職員2名、管理栄養士1名、事務員1名と委託している調理員及び配送員は18名、合計23名で運営をしています。

配送は、新しく導入した2台の配送車で、2つのルートで対応しています。

学校では、従来どおりの受け取りとなりますが、食缶を密閉性が高く保温できるものにしたので、より温かい給食を提供することができるようになりました。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁ありがとうございます。

教育次長が言われるみたいな形で順調に稼働している、このように考えております。

だけど、本当にこれを稼働させている人たちの苦労は、本当に今大変な状況にあるということも私もお聞きしておりますから、このことも含めて、ぜひとも給食センターの稼働については注意を払ってお願いしたいなど、このように思います。

次に、9月議会の冒頭で、市長も給食センターの稼働を報告し、その中でアレルギー対応食、除去食も配食できるセンターと成果を報告されておられました。

現在、学校給食へのアレルギー対応の配食は残念ながらまだ実施されておられません。今、アレルギー対応食への取組はどこまで進んだのか、お聞きいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） アレルギー対応食への取組はどこまで進んだかについてお答えをいたします。

アレルギー対応食の提供については、食品表示法に基づく特定原材料7品目を中心としたアレルゲン食材をできる限り使用しない除去食の提供を、9月から開始することを目指して取り組んでまいりました。そのための準備として、次の4点が必要でした。

1点目は、アレルギー対応専用調理室を使った調理の方法や提供までの手続を保護者に理解していただくための説明会。

2点目は、除去食提供を希望する保護者からの申請から決定までの手続。

3点目は、様々なアレルゲン食材に対しての、調理作業時の混入を完全に防ぐための調理手順書及び作業動線図の作成及び確認。

4点目は、除去食が搬送された学校内で、確実に児童・生徒に配食するための校内点検体



制づくりと、教職員の周知及び学級への指導の徹底です。

しかしながら8月末の時点において、これらの準備は滞っていた状況であり、9月当初からの提供ができませんでした。

これにつきましては、教育委員会の組織としての業務管理の甘さが招いたものだと反省しております。9月より業務体制を変えて取り組んでおり、まずはアレルギー食材のうち、卵についての除去食の提供のみ可能となりましたので、9月30日に卵のアレルギー除去食を提供いたします。

○議長（古田秀文君） 服部議員、今回3問中の3問目の部分は午後に回したいと思っております、ただいまの武井由典君の答弁に対する意見なり要望がございましたら、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 6月議会でもアレルギー対応食への問題を取り上げまして、保護者の方からの大きな期待があったということで、私も期待をしておりました。

そういった中で、新しい設備を新しい従業員の方、旧の方もお見えになるかもしれませんが、やられるということの中で、本当に大変じゃないかなという思いも、質問の中で私は思っておりました。

まずは通常の給食を配食し、それに慣れてから、実際にはアレルギー食も含めて対応していくのが筋じゃないかな、いいんじゃないかなということも、父兄の方からもお聞きしております。

そういったことで、このアレルギー対応のどうするのかということについては、やむを得ない部分もあって、特に生命に関わる問題もあるものですから、慎重にこの問題は対応していただきたいなと思っておりますから、今された9月からのそういった対応ということについては、ぜひともお願いしたいということが1点あります。

ただし、今回の、私6月議会でも、実は保護者への負担を軽減するという意味合いで、医師の診断等証明書が1通1,000円ぐらいするから、ぜひともその分は教育委員会として、何とか補填できないんだらうかと、こういった要望も出しましたが、当面それは論議されていないみたいですが、このアレルギー対応についての給食の中身の問題の中で、ぜひともそのことも論議しながらお願いしたいなというふうに思っております。

以上をもちまして、午前中の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより、昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 昼からの質問を始める前に議長にお願いしたいんですが、実はこの私の一般質問は、午前中に、昼から実施するからということで連絡を受けました。突然午前中に入ったということで、申し訳ないんですが、そういう話がなければ、午前中からやるとか昼からやるとか関係なしに、緊張はしていたんですけど、いきなりの話だったものですから、傍聴を希望される方にも昼からだということをお伝えしたものですから、傍聴もされずに帰られたということもあるものですから、ぜひ時間とか何かは、きちんとそうした場合は直ちに質問者に対して連絡をお願いしたいというふうに思っています。昼からだという話がなければ、傍聴の方にもそういったお話はしなかったものですから、当初からできるということで、要望としてお伝えします。

それからもう一点ですが、先ほどの美濃いきいき保険について、私、聞き忘れたことがあったんですが、実は市民活動災害補償制度という形で契約をしているのは、美濃市と保険会社の関係で、免責額も直接の事故を起こした団体が契約をするわけではないというふうに思ったものですから、当然、美濃市のほうがその瑕疵については対応するというふうに思っていたんですが、どうもそういうことでもなかったみたいでちょっと残念ですけど、その点を私再質問の中に入れなかったものですから、申し訳ないんですが、その点も含めてぜひ今後検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、質問事項の第3番ですけど、インボイス制度導入による事業者への影響について、産業振興部長にお尋ねいたします。

政府は、昨年10月1日に消費税インボイス制度を導入する、このように発表しております。このインボイス制度が抱える最大の問題は、現在の消費税制度は1,000万円以下の事業者には消費税が免除されております。インボイス制度が導入されると、これらの免税事業者に発注した場合、発注事業者は仕入税額控除が受けられなくなります。

仕入税額控除とは、課税業者が消費税を納税するときに仕入れにかかった消費税を差し引くことができる制度で、発注者の課税事業者は、自社の利益が減っても今までどおり免税事業者に仕事を依頼するか、もしくは免税事業者ではなく課税事業者に仕事を頼むか、この2択を迫られることになると思います。

インボイス制度で負担が予想される職業としては、一人親方、カメラマン、個人タクシー、配送業者、赤帽さんなどですね、それからシルバー人材センターで働く高齢者、伝統工芸などの職人、農家、農協、市場以外と取引がある農家の方ですね、また日雇労働者、駐車場経営者、スナックなどの飲食店、商店の事業者、ヤクルトレディー、手作り通販サイトの出品者、内職、今は存在しないが新しい仕事に関わる人、このような方がおられます。

財務省の統計では、現在の免税事業者のうちインボイスの発行が今後必要になり、新たに課税事業者になるのは、個人・法人合わせて161万者、このように統計を取っております。

1者当たり平均15.4万円の消費税納税が必要になり、これだけでも合計2,480億円の増税に

なると試算されています。これは財務省ですね。

しかし、これは本当に控え目な数字で、インボイスの発行が必要になるのは、商店や飲食店などの事業者に限定されません。最近では、雇用契約によらずにフリーランスの形で働いている人が増えており、こうした人々が広く対象となります。その総数は日本全国で1,000万人前後にもなる、このような可能性があると言われております。

また、総務省が本年6月20日に調査した地方自治体の一般会計、特別会計、公営企業会計の1万5,431会計のインボイス対応状況は、インボイス発行者の登録申請が必要だ、このように認識しているのは6,021会計と全体の4割程度、検討中は3,645会計で23.6%です。不要だと考えているのは5,763会計で37.4%でありました。

美濃市は、事前の聞き取りによりますと、インボイス制度の登録申請が必要として関係部署に通達している、このようにお聞きしております。その詳細については、私はまだ調査しておりませんので、今回の質問事項には入れてはおりませんが、美濃市としても大きな問題に直面している、このように考えております。

そこでお聞きいたします。

現在の市内の免税事業者がインボイス制度導入により新たに負担することとなる消費税額はどの程度と見込まれるのか、御答弁をお願いします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまのインボイス制度導入に関する御質問にお答えをいたします。

消費税の免税事業者が適格請求書、これをインボイスと呼んでおるわけですが、このインボイスを発行可能な課税事業者となる場合に新たに負担することとなる消費税額は、現在の免税事業者による消費税の申告が行われていないため正確な税額を把握できないのが現状ではありますが、平成31年2月の衆議院財務金融委員会質疑の政府答弁では、インボイス制度導入によって消費税の免税事業者のうち約4割程度が課税事業者に転換し、その増収額は1事業者当たり約15万4,000円と、先ほど御質問にありましたとおり見込んでいるということでございます。

それを参考に、市で把握しております市内事業者数で算定しますと、市内の免税事業者はおおむね1,000事業者、これに国の課税事業者への転換見込みの4割を掛けた400事業者ほどが新たに課税事業者になるのではないかと考えられます。

したがって、インボイス制度導入により市内において新たに納税される消費税額は、先ほどの15万4,000円掛ける400ということで6,160万円ほどと推察されるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

要するに、現在、ざっとの話ですからあれなんですけど、6,160万円が本来だったら個人

の所得になっているのが、国の税金として6,160万円を、私から言わせれば収奪されると、こういうことになる想定がこのインボイス制度ということになると思います。

今まで1,000万円以下の売上げ事業者は、免税により辛うじて営業を続けてまいりました。今後、シルバー人材センター登録者など事業者とみなされる人はどんなに少ない売上げ、収入でも全てその対象となる、これがインボイス制度であります。

美濃市の副市長が社長を務める道の駅にわか茶屋も出荷者、取引関係者は約350人おられるそうですが、にわか茶屋がその消費税分を負担することは財政的に困難、そういったことでこの全ての方にインボイス制度の登録を依頼する方向で現在進んでおります。

また、関市では、シルバー人材センターから関市に救済の要望書が出ております。その要望の一部を読み上げますが、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式、インボイス制度が施行されると、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには相当額の新たな税負担が発生します。公益法人であるシルバー人材センターは収支相償が原則であり、新たな税負担はまさに死活問題となるため、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。これが社団法人全国シルバー人材センターの、これは関の関係なんです、そういった要望書も出されるほど、このインボイス制度の問題点は非常に大きく、弱者に対する税の賦課というのが大変な状況になりつつある、これがこのインボイス制度であるというふうに考えております。

さて、美濃市として、シルバー人材センターの会員及び道の駅美濃にわか茶屋の生産者への影響について、市としてはどう捉えておられるのか質問いたします。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの影響に関する御質問についてお答えいたします。

まずシルバー人材センターにおいては、各会員に支払う配分金に消費税が含まれることとなっておりますので、できればそれぞれの会員の方々が課税事業者として転換いただくことが望ましいと考えます。転換されない場合は、センターが会員に支払った配分金に含まれる課税仕入れに係る消費税額の控除を受けられないことになり、事業運営に支障が生ずるものと考えられます。

また、道の駅を運営する株式会社美濃にわか茶屋についても同様に、その取引先は野菜を栽培する農家を中心に免税事業者が大半を占めており、インボイス制度が導入され、課税事業者に転換いただかないと課税仕入れに係る消費税を控除することができなくなり、美濃にわか茶屋に新たな税負担額が生じることになります。

なお、美濃にわか茶屋のような直売所に販売を委託している農産物の出荷者については、直売所と出荷者がインボイス発行事業者の登録を受けている課税事業者であることを要件として、直売所が出荷者に代わってインボイスを購入者に発行することができる特例措置がありまして、この点においては出荷者の事務負担の軽減が見込まれるものの、課税事業者になれば課税売上げが1,000万円以下でも納税義務が生じることが避けられないこととなり、出荷者はインボイスを発行する課税事業者になるか免税事業者のまま消費税分を値引きするか

の選択を迫られるのではないかと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） いずれも現状に対してこうしなければ駄目だよと、こういった答弁だというふうに今受け取りました。

農家の方は、農協に委託販売する場合は農協特例があり、これはインボイス制度は関係なしにやられる。しかし、道の駅などの直販所へ直接持っていかれる方については免税事業者として登録が必要であるということで、私が市としてどう捉えているかという中身で言ったのは、例えば道の駅でいえば年間50万もないような農家の方が、売上げが多分50万もない方もたくさん見えると思うんですけど、そういった方が本当にこのインボイス制度で税務署に毎年毎年申請をして、登録をして、こういうことができるかという問題と、この負担を、先ほども言われた6,160万円の納税については、今ある道の駅の出荷者の方とか、それからシルバーの方の金額は入っていないわけだもんですから、当然6,160万円の増税、プラスその部分が増税となってくるというのは明らかにこのインボイス制度の悪法の中身だと思うんですけど、そういったことに対して美濃市はどのような援助をしようとしているのか、そういったことは考えられるのかという私の質問だったんですが、残念ながらそこはちょっとまだ検討されていないみたいだもんですから、ぜひこの問題について対応していただきたいなというふうに思うんですが。

3番目の質問に入っていきますが、同じ話になるんですけど、市としてこの制度導入による新たな負担に対して何らかの対策が必要だと、このように考えております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（古田秀文君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターにつきましては、インボイス制度が及ぼす影響が大きいことから、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と各市町村のシルバー人材センターが連名で、国や県、市町村に対し安定的な事業運営が可能となる措置を要望されておりますので、市といたしまして、今後、国の動向に注視し対応に努めてまいります。

その他の事業者につきましては、現在、国において免税事業者が課税事業者になるために必要となる電算化・デジタル化や、保存や記帳などの経理事務の負担について支援措置を講じていくことを示しているところですが、市としては、このような措置の上乗せ支援の検討でありますとか情報の周知に努めるなど、今後の国の動向に注視し対処していきたいと考えております。

なお、農産物の出荷者については、先ほど申しあげました直売所の特例がございますので、インボイス発行事務の軽減にはつながることとっておりますけれども、これにより出荷者に代わってインボイスを発行する美濃にわか茶屋の負担が生じることとなりますので、そういったところには市として何らかの対応ができないか検討していきたいと考えております。

[ 3 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 3 番 服部光由君。

○3 番（服部光由君） 例えばにわか茶屋の出荷者の方々、農家の方が結構たくさん見えるんですけど、60代、70代、80代の方が自分の身の回りの畑とか何かで作ったそういったものを、自分だけでは食べ切れないし、道の駅に出せば産地直送ということも含めていいんじゃないかということで、本当に一生懸命毎日毎日出されているわけですね。そういった60代、70代、80代以上の方が多く見える、こういったところに対して、先ほどのパソコンも含めて措置をやってくれということが本当に可能なかどうかということが私は非常に疑問に思っております。

そういったことで、今おっしゃったそのものが、日本共産党はこのインボイス制度は中止というふうに言っているんですけど、この制度そのものに大きな矛盾がいっぱいあるというふうに考えております。ぜひとも、先ほど産業振興部長が言われたみたいに何らかの形で、道の駅への補助も含めて、またシルバー人材センターのむしろ会員の方に対しても、それなりの市としての対応をお願いできないだろうかというふうに思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古田秀文君） 次に、13番 佐藤好夫君。

○13 番（佐藤好夫君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従い、一般質問、一問一答にて2点を行います。

1 点目は、旧牧谷街道の道路舗装についてであります。

旧牧谷街道は、観光案内所、番屋から美濃橋までの間、町内でいいますと永重町、殿町、港町、この3町内を通っている道路でございます。観光道路として初めにできたときはすばらしいカラー舗装で、こんないい道路ができたんやという気持ちで少しうれしく思ったことを覚えております。けれども、この道路は、お菓子でいうとおこしのように小さい石を敷き詰めてそれを固めた道路です。ですから、年数がたつと、その小石がころころ取れてくる、そして色もあせてくる。もし工事をしたのなら、アスファルトで黒い膏薬を貼ったような道路になってしまう。あまりにも醜い今は道路です。

特に傷むところは、車がハンドルを切るところ、例えば一番今そうした場所がひどくなっているのが田中製紙さんの本社の事務所の前です。あれは清泰寺のほうから来たときに、港町へ行く道路は左へ、また国道やまちに上がる道路は右へ切ったりとか、その逆のこともあります。そうしたところは、その石がごろごろハンドルを切るたびに飛ぶ、その石が今度は車が通ると飛び石になって跳ねる、こんな状況の今道路でございます。

そして、永重町通りも、あそこは勾配が少しありまして、番屋から国道までの間、道路は今大変な道路になっております。観光客の皆さんは、側溝の上を歩きますから何とか無事に歩ける。もし年配の方が道路の真ん中を歩くようなことがあったら、やはりちょっと足の弱い方やったら転んだり、つまずいたり、けがをすることが多い。そして、文化会館で車を止めてまちの中に見える方、市役所へ車を止めて見える方などは、やはりそこを通られる方、

新町のほうを通られる方や上条のほうを通られる方や、また文化会館の前を通られる方、けれども、結構永重町通りは車が通るのも多いし、観光客の方もかなりの方が通られる。その通る方々が小さな子供さん連れです。それから親子連れ、若い人たちの四、五人の集まりとかそういう方々が通られる。ほとんどが側溝の、真ん中を歩くような方はお見えにならないですから、そうしたこともあまり起きておりませんが、私は横切るだけでもやっぱりくぼみにはまると足を取られることはあります。

そして、その飛び石が毎日のようにそれが飛んでくる、今は、10年経過しますとそうした道路も劣化しまして、毎日飛び石が側溝の上や、そして時にはおうちの中まで飛んでくる、そういう石が戸の敷居に入ったら、そのがりがりっという形で、戸は開けたり閉めたり、戸を外して石を取らんとできないとか、シャッターに石が飛ぶ、ひょっとして万が一ガラスに当たってガラスが割れることもあるかも分からん。見ていますと、大抵飛ぶ高さというのは、10センチぐらいのところを飛んだりとか、転がって側溝の上へ行く。その側溝の上に行った石は、人によっては毎朝のようにそこを掃いて、それが側溝のグレーチングのところでは皆さんが流される。そうするとこの小石は、どこかの川でむちゃくちゃたまっているんですね。

災害が、もし大きな雨が降ったりしたときに、何も起きなければいいと思いますし、やはりそういう道路をいつまでもほかっておくようなことは、私はやっぱり考えていかんといけないのではないかと、予算がある、ないという問題ではないと思います。

ですから、この旧牧谷街道の舗装をいつやっていただけるかという質問をいたしました。一番気になるのは、やはり本当に小さな子供がよちよちと歩きながら、その小石で遊ぶ子がたまにお見えになる、そうすると親さんも一緒に座ってその子の相手をする、そういうときに、先ほど言いましたように10センチ、15センチの高さでも、ひょっとして万が一当たりどころが悪くて目に当たったりとか、何かそういう被害が出たときにどう対応するかという心配もしなんようになると思いますので、ぜひこの道路は早いうちに舗装をし直してほしいという質問でございます。これは建設部長にお尋ねをいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（古田秀文君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

番屋から新美濃橋までの旧牧谷街道を含む市道につきましては、歴史的風致維持向上計画で景観に配慮した整備事業として、従来から道路の美装化や無電柱化計画に取り組んできた路線でございます。

この路線については、景観に配慮した自然色のカラー舗装を行ってきましたが、自然色のカラー舗装は耐久性が通常の舗装と比べて低いのが現状であります。

現在、カラー舗装を行ってからは10年以上経過していることから劣化が激しくなっており、交通に支障がある箇所は部分的な修繕を一般的なアスファルト合材で行ってまいりました。本来なら同じカラー舗装で修繕を行うべきでありますけれども、同じ色の合材で修繕するには、通常の舗装に比べ一定量の合材を必要とすることや、コストの面から一般的なアスファ

ルト合材で補修を行ってまいりました。

このことから、議員からのお話もありましたが、景観的にも市民の皆様から見た目が悪いなどの話を伺っているほか、舗装面の合材の一部が散乱しているなど、沿線の自治会からも舗装修繕の要望が出されているところでございます。

以上のことから、舗装全体の劣化が進んでいることは認識しており、何らかの対応が必要と考えております。しかしながら、現在と同じカラー舗装を行うと、通常の舗装に比べ倍以上のコストがかかることから、現状よりも耐久性が高く安価な工法の検討を進めてまいりたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） ありがとうございます。

今言われますように、やはり10年で舗装し直すような舗装は、予算も豊富で余裕のある市ならいいですけど、こうした美濃市のようになかなか財政も厳しい、そういうことも考えて、やはり見栄えだけではなく、もう少し長もちをし補修の利く道路を考えていただきたらと思います。これはお願いをして、1点目の質問は終わります。

それでは、2点目の美濃市庁舎関連施設等の禁煙状況についてお尋ねをいたします。

市役所本庁舎をはじめとし、小・中学校、美濃病院などの建物及びそれらの敷地内における禁煙状況はどのようなか、また伝統的建造物群保存地区の路上禁煙、喫煙所利用状況、公園や広場などの公共の場における禁煙状況はどのようなかをお尋ねいたします。

なぜこの質問をするかといいますと、平成15年5月1日に健康増進法施行により、受動喫煙防止について施設管理者に努力義務が課せられました。そして、平成15年8月1日に、本庁舎をはじめとし全ての市の公共施設において建物内全面禁煙とし、野外のベランダや玄関前に喫煙場所を指定しております。ベランダも本来であったら庁舎内と僕は一緒やないかなあというふうに思いますけれども、こういう条例がつけられました。

そして、小・中学校は、建物内、運動場を含め敷地内禁煙、15年に起きたこの案件で、平成16年9月定例会で私はこの喫煙・禁煙について一般質問をさせていただきました。その頃は、本当に喫煙者と禁煙者、吸われる方と吸われん方が、どっちかといえば吸われるほうが多かった時代であろうと思います。そういう中で、なかなかこういうことを決めるときには、市民の皆さんからいろんな声をいろいろ集めて見えるところへ呼ばれて、私も出席していろんな話を聞いてまいりました。

例えば部屋の中では吸えられへん、それじゃあどこで吸うんやと、そんな会話から、それは裏で吸うとか、おうちのベランダで吸うとか、そんなような話の中で、それが無いところはどどうするんやと。そういうときには、そのおうちの方の軒下ならいいでしょうと、そういう形で、多分今もその軒下で吸われる方もおられるかも分かりません。当時は、本当にくわえたばこで町なかを歩いている方も多かったです。

けれども、やはりその後、平成18年4月1日には、美濃病院では禁煙外来の新設に伴い



敷地内全面禁煙になり、平成23年3月1日、伝統的建造物群保存地区の路上及び公園、広場、公共施設を禁止区域に指定し、喫煙場所を加治屋町と俵町駐車場を設定されました。ですから、今日、この喫煙場所を利用される方のそうした質問も答弁をいただくようお願いをしております。

平成23年6月に庁舎内のたばこ自動販売機が撤去されました。これは市民の皆さんからも健康都市を目指す美濃市、またたばこが禁煙だとかそういう中で、庁舎内にたばこの販売機があるのはおかしいんじゃないかという意見がたくさん来たからであろうと思います。私もそうしたことは聞いておりました。

それから問題なのは、私は今回はここからの状況を聞きたい。それぞれの関連施設でどのようになっていくかを聞きたいんです。

平成29年11月、庁舎ベランダ、玄関前の喫煙所を庁舎裏と防災センター横の駐車場へ移動、それまではたばこを吸う人は、庁舎内では3階のベランダ、4階では4階のベランダ、そして防・中のベランダ、そういうところで吸う許可が出ておりましたが、ここで平成29年11月からはそういうところでも吸ってはいけませんよという、これは市の条例で決まりました。

そして、令和元年4月1日からは、健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い、市庁舎等の施設における受動喫煙の防止対策として、第一種施設の各小・中学校、美濃病院、ひばり園、児童センター、みのりの家作業所、紙のふるさとふれあいセンター、保健センター、本庁舎、分庁舎を敷地内禁煙とし、ただし本庁舎は庁舎裏、分庁舎は倉庫裏に特定屋外喫煙所を設置したという決まりになっておりますが、本当であったら私は、それぞれ、病院は病院、学校は学校というふうで質問をしたかったんですが、ぜひこうしてくれという依頼がありましたので、素直に受けさせていただきました。

ということは、総務部長にこれをお願いするんですけど、総務部長にもし質問をしたときに、病院のことを聞いてそのことが分かるはずがない、そして学校のことを聞いて分かるはずがない、それがこういう形になるということも、僕には少し不自然な気持ちで今こうして質問をさせていただいております。

これにつきまして、今言いましたように、総務部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀧瀧敬久君。

○総務部長（瀧瀧敬久君） それでは、佐藤議員からの御質問、市関連施設の禁煙状況について御説明をさせていただきます。

受動喫煙の防止を規定する健康増進法では、多数の者が利用する施設については、一定の場所以外での喫煙を禁止すると定められており、その対象施設はさらに敷地内を禁煙とする第一種施設と屋内を禁煙とする第二種施設に分類されております。

また、同法では、喫煙場所を置くことができる特例も定められており、敷地内を禁煙とする第一種施設の場合では、喫煙をする場所が区画されていること、喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することといった必要な措置を取った場合を喫煙場所とすることが認められております。

市の関連施設のうち、質問にありました小・中学校、美濃病院、本庁舎及び分庁舎は、敷地内禁煙施設となりますが、議員が申し上げられましたように、小・中学校については、受動喫煙の防止が努力義務とされた平成15年8月1日から、美濃病院については、禁煙治療の保険適用が認められた平成18年4月1日から既に建物を含めた敷地内を禁煙としており、また本庁舎及び分庁舎については、改正法の施行に合わせた令和元年7月1日から敷地内を禁煙とし、併せて特例の喫煙所を設置したところでございます。

また、路上や公園、広場については、こちらは健康増進法の対象ではないため、法による禁煙の規定はございませんが、伝統的建造物群保存地区については、平成23年3月に美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例を制定し、加治屋町及び俵町の市営駐車場に設けた喫煙所以外を路上喫煙禁止区域にしております。

加治屋町及び俵町市営駐車場の喫煙所につきましては、毎月3回ほど灰皿を清掃しておりますが、加治屋町では、清掃のたびに20リットルほどの容量がある灰皿には吸い殻がいっぱいになっており、また俵町ではその半分程度となっておりますが、その量の推移は設置当時からさほど変わっていない状況でございます。

また、公園や広場につきましては、望まない受動喫煙に配慮し、喫煙を自粛いただく旨の看板を設置し、利用者の協力をお願いしているところでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 今も答弁がありました。俵町と加治屋町の駐車場、30回集めて20リッターという報告がありました。すごい数やと思います。夏の暑いときも冬の寒いときもやはりそこで観光客の方もたばこを吸って、道路でくわえたばことか、吸いながら歩くとかということはないということです。

私も意識をしながら町なかを散歩したり、車で通るときもそうした手元などを見ながら通っております。ほとんどの方が吸っておられません。今日までに3回、番屋の横に、自動販売機があった頃ですけど、自動販売機の横に座る腰かけがあります。そこで3回ぐらい離れた頃に吸われる方がお見えになった。それで注意をさせていただきました。すみません、ここ禁煙なんですけどと言うと、すみません、すみません、そういう低姿勢で謝って、そしてそこを少し行くと駐車場に吸うところがありますよと言うと、行かれる方もお見えになる。そして、共立銀行の近くで2人ばかりそんな注意をし、皆さんそれぞれが気持ちよく受け止めてくださる。吸ってはあかんところで吸ったら気持ちよく受け止めていただける。僕は本当にすごいなあと思いました。

今の報告では庁舎内もそういう、今のを少し聞きたいけれども、総務部長があと3つのところを把握できるはずがないですからこれはこれでいいですが、庁舎内でもない。しかし、多分これは、議会棟は入っておらんと思うんです、4階は。もし4階を調査してもらえば、それは大変恥ずかしい話ですけど、議員で吸っている方が、平成29年11月から平成31年までは必ず吸ってみえた。私も一回それらしくちょっと声をかけようとしたら、あかんあかん

言いながら見えないところで吸う。

これだけ市民の方が、観光客の方が、また職員の皆さんも守っておるのに、美濃市のチェックをする議員がそういうことで本当に市議会議員としての役割が果たせるかということが一番大きな問題です。私はこのことを考えると本当に寝られないときがたくさんありました。その時間はほとんど毎日同じ時間帯に目が覚める。そういうことも議員同士でちょっと話をしたこともありますけれども、私は市議会議員たる者がそういうことではいけないというふうに思っております。

皆さんもちょっとニュースを挟まれた、こんな時期に9月10日のCBCテレビで熊本県議、これもテレビでやっておりますから名前も言っても別に問題ないと思いますが、井手順雄氏、63歳、県議会議員も議長も務めて、その方は今6期目だそうです。甲子園球場で行われた全国高校野球選手権大会で母校の応援に来ていて喫煙をされた。それが8月18日にこの大会があつて、9月10日にCBCのニュースでやられました。そして3日ぐらいたって缶チューハイも持込みをしていたということで、大変今にぎわしておられる。初めのほうにちょっとコメントで今は辞職はしない。来年4月には統一地方選挙がある、そういうことを言ってそれまでやるというようなコメントも出されておりましたけれども、ここからはちょっと意見を申し上げます、答弁をもらうわけにいきませんので。

意見として言いますけれども、やはり議員として、市民の皆さんに選ばれて、名前を書いてもらって出てきた以上はやっぱりそうした責任を果たす上でも、条例を破ってはどうかやって美濃市のそういうチェック機関をその人ができるかということです。僕はもうちょっとその辺を考えたら、1年6か月余りずっとそれが続いたわけですね。反省も何もない。こういうことが美濃市で起きたということは大変僕は残念であると。何もほかに言うことはない。本当に残念です。

やっぱり議員たる者は、襟を正して、それなりの市民に応えるように、そして美濃市のために物も言い、何もかもイエスマンではやっぱり議員の役割も果たせないと思います。それも市政クラブの5期、6期務めた山口議員や太田議員、そういう大先輩が、会派の人たちをうまく育てようと思ったら、まず自分のそうした周りをきれいにしやっていくのが普通であろうと思います。ですから、僕はこんなことがあるということはいかにも不自然やし非常に残念に思います。

今、令和になったら、7月1日からは法も破ったことになります。けれども、今はそうしたベランダでは吸ってお見えになりません。しかし、車の中で、駐車場でたばこを吸っていることを私は黙認しておりますし、ほかの議員も黙認しております。

もっといろいろ気持ちの中でいいますと、令和に入って、今の1期生が当選された初めての年に防災訓練が藍見小学校でありました。そのときも駐車場で2の方が吸っているよと、これは地元の人から、おい佐藤君、市議会議員がたばこ吸っておるぞということを言ってくれました。そんなことを思っていたら、議員の方もそれを黙認し、また僕はそのときにその担当の職員に聞いたところ、いや1人はビオトープで吸っていたよということをおかれま

した。ピオトープも藍見小学校の敷地内です。

ですから、私はこういうことが二度とないように、襟を正してしっかり市議会議員の役割を果たしていただきたいとお願いして一般質問を終わります。

○議長（古田秀文君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に従いまして2点について一問一答で質問させていただきます。

まず1点目、アレルギー疾患対策についてであります。

厚労省は、本年の3月14日にアレルギー疾患対策を総合的に進めるため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を5年ぶりに改正し公表しております。

この基本指針は、アレルギーを患っている人たちが安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的としております。

そして、この基本指針では、国の中心拠点病院として、国立成育医療研究センターと国立病院機構相模原病院を指定しております。都道府県拠点病院としては、岐阜県は岐阜大学医学部附属病院を位置づけております。国の中心拠点病院と都道府県拠点病院とかかりつけ医の連携協力体制の整備で、アレルギー医療の格差是正が明記されております。あわせて医師や看護師、保健師、そして栄養管理士などの専門職の育成、そしてアレルギー疾患がある児童・生徒がいる学校、保育所などで適切な対応の推進を図り、アレルギー疾患の方の生活の質の向上を掲げております。

大きなポイントとしまして、妊婦やパートナーの方へのアレルギー疾患についての保健指導の強化を掲げています。本年3月の改正で、全国のアレルギー疾患の拠点病院が指定され、今後の連携が図られることと思います。

国・県からの連絡はまだこれからだと思いますが、市の体制を早めに整える必要があるのではないかと思います。

そこで、民生部参事、保健センター所長にお尋ねいたします。

アレルギー疾患に関する啓発及び正しい知識の周知、そして発病の予防等、保健指導の取組はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

それでは、アレルギー疾患対策についての1点目、妊婦と乳幼児へのアレルギー疾患に関する保健指導についてですが、議員が申されましたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針は、平成26年に制定されましたアレルギー疾患対策基本法に基づき、その取組を具体的に示すために策定されたものでございます。

指針では、先ほど議員さんも申されましたように、生活環境の改善、医療体制の質の向上及び提供体制の整備、生活の質の維持・向上及び提供体制の整備、研究の推進、成果の普及などを掲げており、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、

国や地方公共団体が取り組むべき方向を示しております。

平成29年に策定された指針ですけれども、このときには、今後の取組が必要な事項の一つとして、乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉えて、アレルギーに対する適切な情報提供の実施というのが掲げられておりました。今回の見直しで、この事項を指針に明記するとされております。アレルギー疾患に関する情報について、出生前から啓発活動に取り組むということになります。

保健センターで実施しております妊婦さん及び乳幼児への保健指導の取組といたしましては以前から実施しております。産前からの情報提供が重要ではないかと考え、特にアレルギー疾患のある妊婦さんに対しては、心構えとして生まれてくる子供さんにもアレルギー疾患の可能性があり得るということをお伝えさせていただいております。

また、生後1か月の保健師訪問時には、アトピー性疾患を含む皮膚炎を発症しているお子さんへは、少しでも状態がひどくならないようにスキンケアの方法などをお教えしたり、食物アレルギーの発症年齢がゼロから1歳までが多く、3歳までが半数以上を占めていることもあって、離乳食開始時期には気をつけたほうがよい食品など食物アレルギーについての正しい知識を身につけた上で始めていただけるように説明しております。こうしたことは御夫婦、御家族を含めて共有していただくことが大切であると説明しております。

重症化予防、もしくは生活面で少しでも安心して子育てができるようにと情報提供を行っておりますが、今後につきましても新しい情報があれば積極的に広報・啓発活動に努めてまいります。

[8番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

次に、災害時のアレルギー対策として、国は、平時から避難所における食物アレルギー疾患の方への適切な対応を求めています。ミルクアレルギーに対応したミルク等の備蓄の確保はどのようになっているのか、またアレルギー対応食の支給というか分配はどのようになっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、2つ目の御質問、避難所における食物アレルギー疾患の方への備蓄品の確保についてお答えをさせていただきます。

アレルギー疾患に対応した非常食の備蓄状況ですが、現在、市においては、お湯や水を加えるだけで食べられるアルファ米の備蓄のうち、キノコ御飯や赤飯、山菜おこわといった味つきのもので、小麦や卵、乳成分などのアレルギー物質28品目を含まない1,750食分を市内6か所に分散して保管しているほか、乳幼児のミルクアレルギーに対応した粉ミルク800グラム入りの缶を8缶備蓄している状況でございます。

なお、食物アレルギー対応品を避難者にお渡しする際は、誤って一般の非常食をお渡しすることのないよう配付場所を別に分けて対応することとしてございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

アレルギー疾患、これは簡単に考えられても困るんです。死亡される例も聞いております。このアレルギー疾患の方が安心して生活できるように、アレルギーに対する適切な情報の提供をお願いします。

続いて2点目の質問にさせていただきます。

2点目、補聴器購入の補助について。

老人性難聴は、耳の老化によって聞こえが悪くなった状態であります。耳の老化は、個人差はあるが40代頃から始まり、60代頃から急速に進んでまいります。老人性難聴が進行すると、自分自身の自信の喪失や鬱のきっかけとなる場合があります。また、自分だけが会話の内容が分からないと疎外感に包まれ、人との交流を避けたりするようになり、円滑な社会生活の営みも難しくなってまいります。また、認知機能の低下にもつながっているそうです。

補聴器は、老人性難聴に悩む高齢の聞こえを補い日常生活を支えてくれます。軽度・中等度の方は、10万円を超える高価な購入費への国の支援がないため、補聴器の使用をためらう方も多いようであります。

自治体における高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組と介護予防・健康づくり等の取組のために、高齢者が自分らしく社会参加が続けられるよう、補聴器の購入への助成、支援はできないか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） それでは、補聴器購入の助成についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり加齢性の難聴が進行することで、会話や社会的交流が減少し、鬱や無気力、認知機能の低下につながるなどの指摘がなされているところであります。また、補聴器を使用することで、一部の認知機能低下を防ぎ、認知症予防に一定程度の効果が期待できるものと言われておりますが、軽度・中等度の加齢性難聴に対する補聴器購入には公的助成がなく、介護保険制度においても福祉用具の対象にはなっておりません。

現行制度では、身体障害者手帳の交付を受けた方を対象にした補装具費支給制度のみの運用となっておりますが、第6次総合計画の最初の基本目標にも掲げた「健康でうるおいのあるまち」を目指し、生涯にわたって健康に暮らせるまちづくり、そして心身ともに健やかで生き生きと暮らせるまちづくりを具現化するためにも、健康寿命の延伸につながる効果があると言われていた加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成については、介護予防や認知症予防につながる可能性を含め効果的な支援と助成の在り方について検討してまいりたいと考えています。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 8 番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

高齢者の方の難聴、自分だけが会話の輪に入れない、そういうときに疎外感が生まれます。そして、人との交流もどんどん遠ざかってまいります。介護予防のために加齢性の難聴者の補聴器購入に公的助成の検討を何とぞよろしくお願い申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

私は、一問一答形式で2点の一般質問を行います。

最初に、留守家庭児童教室の現状と今後の対策について質問をいたします。お答えいただくのは民生部長であります。よろしく願いいたします。

留守家庭児童教室は、親が安心して働くことができる放課後の子供の居場所です。全国的には民営の施設も珍しくないのですが、美濃市は公共施設としてかれこれ30年近くにわたり重要な役目を担ってきました。

親が一日の仕事を終え迎えにやってくるまで、子供たちは家族以外の仲間と指導員の方たちが一定時間を共に暮らす生活の場であります。

少子高齢社会の流れの中、学校以外の場所で異年齢の仲間と生活することは、成長過程にある子供にとって実りの多い学びの場であるとも言えます。ここから巣立ち、成人して立派に社会貢献されている方たちも数多くいらっしゃいます。

さて、一時は収束するかに見えたコロナの感染は、オミクロン株という新たな変異株が感染拡大に猛威を振るい、第7波として拡大し続けています。国や県からは基本的な感染防止対策の強化、徹底が求められています。振り返れば約3年前の新型コロナウイルス発生で全国一斉休業に入った当初、児童教室に通う子供本人や親さん方はもちろんのこと、対応に当たる担当課の方々が準備に追われて苦慮されていたことが思い出されます。

第7波の段階にある現在では、自分の身を守る生活様式が定着したこともあり、互いが感染防止に注意し合うことで児童教室が閉鎖されることもなく現在に至っております。

放課後留守家庭児童教室 ―― 略称として児童教室と呼ばせていただきますが ―― についても、コロナの体験から成長する子供たちのための環境づくりについてどうあったらいいのかを考え、質問を通して見直す機会としたいです。

さて、そこで1つ目の質問です。

新型コロナウイルス発生以前と以後では、利用者数の動態変化が顕著です。以前から全国的に子供の数そのものが減少傾向にあるとはいえ、コロナ禍での利用者の減少の背景には、

コロナによる社会状況の変化が大きく作用しています。令和元年を基にすると、令和2年度には56%まで大きく落ち込んだ利用者数ですが、令和3年になって令和元年度の73%に戻ってきています。これは通年毎月平均と夏休みのみの利用者数の合計であります。

利用者数が大きく落ち込んだ令和2年度でした。この先どうなるのかと不安感を抱いた保護者も多かったのではないのでしょうか。コロナ前には、仕事で留守になる家庭が、コロナによって働き方にも変化が生じ在宅の日々も増えました。子供は親と一緒に過ごせる一時的な安心感を味わうこともでき、親も我が子に対する新たな気づきが確認できた話を耳にしました。

今年度の利用者数は、コロナ前の状況に徐々に戻りつつあり、やがては以前の活況が再現するであろうと期待するところであります。

運営体制にも影響が大きく、緊急の感染防止の準備には細心の注意を払いながら対応されて、今日まで拡大することなく継続しています。指導員数の調節、全体数の確保、新たな教室の環境整備など、コロナを挟み、終息後のこれからも見据えて設定されたものと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、利用者数や運営体制にどのような変化があったかをまずお尋ねいたします。答弁を願います。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 留守家庭児童教室についての1つ目の質問にお答えさせていただきます。

年間の延べ利用人数は、新型コロナウイルス感染症が広がる前の令和元年度が3万9,343名、令和2年度が2万6,418名、令和3年度が2万8,448名でした。

令和元年度末には、小学校など臨時休業とする政府要請があったため、利用が増えることを見込み、指導員を増員し夏休みと同じ体制を取ってまいりましたが、令和元年度の夏休みに比べ4割ほどの利用者しかありませんでした。

また、留守家庭児童教室におけるコロナ対策については、学校に準じて実施していますので、マスクの着用、消毒、定期的な換気、席の固定など基本的な感染対策を徹底して運営しています。

運営体制については、通常、指導員は、各教室の利用者数により4名から6名でシフトを組み、1日2名から3名は教室に配置するようにしており、利用者が少ない状況においても感染症対応のため同様の指導員の配置をしているところです。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 激減した利用者数には驚かされました。感染拡大防止体制に入った令和元年度末、小・中学校が全国一斉休業になった後、先が見えない、予想もできない、そういう状況下では誰もが動揺と不安に包まれて当たり前だったと思います。その例が令和2年度の利用者数の落ち込みに表れているのではないのでしょうか。

行政の利用見込みとは逆の現象だったとはいえ、コロナ対応の指導員増員の運営体制は現



在に引き継がれていることが分かりました。コロナ以前からの児童数の減少については、かねてより重要な課題になってはいます。元年度から令和3年度に至るまでに、小学校1年生から6年生までの児童数は51人減少しております。運営面のコロナ対応の準備体制は、児童数の減少が見られても緩和の方向へ向かっている現在に引き継がれ生かされています。

続いて、2つ目の質問です。

子供たちの夏休み長期休業は終わりました。2学期の初めのこの時期は、もう既に2学期に入って3週間目に入っておる今ですけれども、登校拒否や自殺者の増加が予想され、休み明けの子供への注意が必要であるという記事が毎年のごとく新聞報道されます。市内でも不登校や登校を渋る傾向の子は全くいないとは言えません。

登下校の様子を見ると、子供たちの表情は、コロナ発生の二、三年前に比べてやや精彩を欠き、中には疲れた様子の子らがいることに気づかされます。

振り返れば、児童教室に来ている3年生の子らは、コロナ発生時に入学した子らです。3年前、1年生として胸膨らませて入学し、本来なら1年生では、集団の約束事や学習を通して達成感や充実感、体力づくり等、初めての学校生活の面白さを体験的に学ぶはずでした。残念ながら入学直後から長期にわたる休業、その後の変則的な学校生活が続きました。1・2年生も影響を受け、指導員は成長過程での問題点を指摘されます。

コロナを通して、個別的には家庭内での問題を抱えている子の存在も明らかになってきました。留守家庭の子供たちにとって、児童教室は指導員の温かいまなざしに支えられて安心して過ごすことができる大切な空間であることが再認識されてきました。それだけに子供たちの不安感を軽減したり、取り除いたりするための一層の配慮が求められます。コロナを通して児童教室の在り方を改めて見直し、将来に向けて新たな役割を考える機会ではないでしょうか。

2つ目の質問は、児童の不安感を取り除くための配慮が必要と考えるがいかがか、答弁をお願いします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 2つ目の質問についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で児童の学校生活も様々な制約を受けることになりましたが、今ではコロナ対策も習慣化・定着化してきたと思います。

留守家庭児童教室においても、学校と同様の対策をしておりますが、多くの児童はこれまでどおり元気に過ごしており、コロナに対する不安感はそれほど顕著に現れていないように見受けられます。しかしながら、制約のある生活が続いていますので、児童の表情や小さな変化にも対応が必要です。

留守家庭児童教室は、下校後の児童を保護者に引き渡すまでの生活の場ですので、児童のちょっとした変化を見逃すことがないように引き続き学校と指導員が情報共有し、児童が安心して過ごせる場を提供していきたいと考えています。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（古田秀文君） 6 番 永田知子君。

○6 番（永田知子君） 多様な子供を見守り、成長の一助の役割を担っているのは指導員であります。その指導員の業務や指導内容の詳細が入室申請手続のときに保護者に配付される書類に明記されております。

もちろんこの学童教室では、保護者の強力な理解と協力があつてこそ成り立っている施設でもあります。その重要な部分に位置するのが指導員の方々であります。ちなみに、その仕事の例を挙げれば、安全管理、遊びや生活指導、保護者と学校との連携、児童の状況把握、運営管理、おやつ準備、遊びや活動の研究等、実に多岐にわたっています。小さなことも見逃さず丁寧に対応されている指導員の役割認識には、ただただ半端じゃないその熱意に、その業務の在り方に感謝をするばかりであります。

ここで結論的には、児童の不安感を取り除くためには、まず児童に一番近くで関わってくださる指導員の方々の働きやすさについて、これまでの実績、取組のすばらしさについては、保護者は十分認識しておりますので、ただ子供に直接接することをしていらっしゃる指導員の皆さん方自身にも振り返っていただいて、これからの学童教室はどんなことに目を向けていったらいいのかということ、たとえば児童数は減少傾向にあつてこのままではなくなってしまうのではないかとということが予想されたとしても、ここはやっぱり働く親たちの大切な公共の施設であるということ認識して、共に働きやすさについて考えていただく、このことが接することを一番最前線でやってくくださる指導員の皆さんの姿を振り返り、児童が安心できることではないかなと、こんなふうに捉えております。

3 つ目の質問です。

少し長くなりますが美濃市の学童教室の紹介をさせていただきます。

非常に美濃市の学童教室は、ほかとは違う大切な部分を受入れ体制で用意をしておるわけです。美濃市では、通常、市内の1年生から4年生、夏休みは6年生までの子供を受け入れるとしています。対象児童の注意事項に、障がい児や外国人児童の受入れにも配慮を行うとあるんです。障害者手帳等を有する子、特別支援学級等に所属している子も事前の面談を経て利用が許可されれば入室が可能になるのです。これはお隣の、例えば関市のような自治体でもない美濃市だけの取組であります。これは注目に値します。現在も障がいを持つ子の利用も存在しております。

また、放課後等のデイサービスとの連携もあると、こんなことも利用申請時のときの案内書には書かれております。昼間働く保護者にとって、幅広く子供を受け入れている美濃市の学童教室は、負担金は必要であってもそれ以上に安心して働くことができる力強い制度と受け止められています。

このような幅広い受入れ体制の下に、書類申請時には保護者との理解と協力についてのお願事項が明記されて渡されます。児童の活動内容と指導員の具体的な仕事の内容がここに書かれているんですけども、ただ遊ばせているだけ、そこに居場所を用意しているだけと

ということではなく、先ほどもちょっと申し述べましたように、しつけとか生活習慣づくりなど、単なる居場所だけではないという確かな保育の場として捉えられていることがよく分かります。

ちなみに、指導員は、個別の児童の活動記録、諸連絡、通信などの業務は在室中に取り組み、毎日欠かさず対応されておられます。丁寧に児童に寄り添い、保育の質的向上を目指した活動につなげるには、指導員が児童に向き合う時間をいかに確保するかが重要になってきます。そのためには何が求められるのでしょうか。

記録や広報業務など、今やパソコンや印刷機は各教室に欠かせない道具であります。子供に向き合うための適切な時間の確保と効率性を高めるためには、必然的に環境整備と改善が求められます。利用者数が増える夏季休業期間は休む間もなく長時間勤務になり、さきの障がい者への対応がおざなりになってはなりません。

そこで、指導員が児童に向き合う時間を確保するための環境改善はできないか、これについての答弁をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 3つ目の質問についてお答えさせていただきます。

留守家庭児童教室には、先ほどの答弁のとおり受入れ児童数に応じて、2人から3人の指導員を配置しています。毎日の業務の中には、活動記録、保護者への通信等の作成があり、指導員は子供の見守りの傍らこうした業務を行っておりますが、今のままの人員でも児童に向き合う時間は十分に確保できていると考えています。

議員からパソコンや印刷機器等の機器を設置して指導員の事務的な負担を減らしてはどうかと御提案をいただきましたが、電子機器に不慣れな指導員にとっては負担になることも考えられますので、今後は現場の声も聞きながら検討してまいりたいと考えています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁から前向きに検討していく姿勢があるというふうに受け止めることができました。利用者数はコロナ以前と同じではありません。よって、教室空間には余裕があり、以前より落ち着きが感じられます。見方を変えれば活気がないとも言えるのですが、どこの教室も子供が主人公の教室ですから問題が全くないわけではない。

コロナによって見えてきたことは多々あります。人口減少問題もその一つです。今こそコロナ後に視点を置いて、先を見据えた工夫が求められているのです。

3つの質問から今後を見据えて検討事項等を次のように要望いたします。

1点目として、今後も続く基本的感染予防対策については、くれぐれも備品不足が生じないよう、担当課は現場確認を基に連携を密にして臨んでいただきたい。改めて子供たちの安心・安全に心地よく過ごすことができる児童教室の環境への配慮の徹底を要望いたします。

続いて2点目として、児童を見守るには、一つの留守家庭児童教室に限らず、市全体とし

て取り組むことが必要と考えます。各教室間の情報交流を通して、課題、問題、成果、情報の共有化・見える化を図るためにも指導員連絡会議を定期的に開催していただきたい。指導員同士が交流し、資質の向上を図っていただくように設定していただくことを要望いたします。

これで私の1点目の質問を終わります。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、旧美濃北中学校跡地の除草管理について、教育次長にお尋ねをいたします。

今年度は降雨が非常に多くて、雑草や樹木の繁茂は例年になく著しく、学校をはじめ市民が利用する公共施設の敷地内の草木の管理は面積が広いだけに大変です。特に廃校となった学校や、再利用されてはいるが人の出入りがさほど多くない施設、民家に隣接する施設の敷地内の草木の管理には注意を要します。放置すれば野生動物まで出没し、近隣の耕作地が荒らされる結果にもなっています。

令和元年第2回定例会で、化学物質過敏症についての答弁から、今日現在に至るまで、特に公共施設では必要最小限の範囲で農薬を使わない除草が行われているものと受け止めてきました。特に児童・生徒の通う学校や不特定多数の人が出入りする公共施設、高齢者の福祉施設などでは農薬使用による管理は現在に至っても避けなければなりません。

ところが、ごく最近なんです、廃校になった学校周辺に住む市民から、除草剤散布による健康被害を心配する声が届きました。現場の確認をしてみますと、確かに人海戦術だけでは困難と思われるほどよく伸び、これが以前なら道普請制度等を活用して人力に頼ることもできました。しかし、少子高齢社会は年度を追うごとに進行し、地域によっては以前ほどの活力を求めることもできなくなっています。

これからの公共施設とその周辺の管理について、持続可能な対策をどう打ち出すべきか深刻な課題であります。

農薬使用については、環境省から市民向けマニュアルも出されて、薬剤の飛散による被害発生を防ぐための手だてを知らせ、啓発活動が進められています。農薬大国日本、農薬使用によって生産性を高める時代から、農薬を使わないで健康福祉を守る持続可能な社会をつくることが共通の意識になりつつあります。

このままでは農薬使用による除草作業が加速し健康被害が出ることも考えられることから、1つ目は、除草作業の委託契約の詳細と進捗状況はどのようなか、答弁をお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 御質問にお答えいたします。

旧美濃北中学校跡地の除草管理は、NPO法人うだつアップクラブへ年間19万円で委託しており、グラウンドと南側のり面について、うだつアップクラブがその状況を見ながら年3回程度除草を行うことになっています。

今年度につきましては、4月10日に除草剤散布を行い、以後6月に2回草刈りを行っています。また、除草剤は、農薬取締法に登録されているものを適正な濃度に希釈し散布してお

ります。

[6番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 再質問を1つ行いたいんですが、今、詳細はある部分は分かりました。加えて、委託先、委託契約の詳細、年間予算、作業計画、今期の除草作業の進捗状況は分かっていたんですけども、使用されている農薬の種類、その農薬の名前、購入先、使用場所、例えば、今私はグラウンドを想定したんですが、あの跡地は、裏側に回りますと校舎周辺には草が生えているところも目立ちます。といったこういうところで、年間予算の中に農薬費用は含まれているのか、そういったことを再質問の項目として上げたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） すみません、回答させていただく前に2点ほどちょっと確認をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（古田秀文君） はい。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 1点目につきましては、今、予算の中という御質問がありましたが、この予算というのは委託料の予算という考えでいいわけですかね。

[6番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 永田知子君。

○6番（永田知子君） 年間予算19万円とおっしゃったので、当然作業の人件費とか、それから農薬は市のほうはもう既に用意されているのか、19万の中にそれも含めた19万なのか、そこがちょっと知りたかったんです。それだけのことです。

○議長（古田秀文君） 予算内でということですね。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 2つ目ですが、すみません、項目が複数ありましたので、途中ちょっと聞き取りにくいところもありまして、もう一度一つ一つ確認をしたいので、お願いいたします。最初の種類は聞き取れたんですけど、申し訳ありません、お願いします。

[6番議員挙手]

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） まず農薬の種類は、これは除草剤ということですね。これは分かるんですけど、いろんな今はホームセンター等に行きますといっぱいありますので、美濃市としては……。

○議長（古田秀文君） 永田議員、項目を言ってください。

○6番（永田知子君） 分かりました。

それに従って農薬名、どこで買われているのか、それから敷地内は運動場だけなのかというこの3点であります。お願いします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 項目は、農薬の種類と農薬名と使用場所によろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

まず農薬の種類につきましては、除草剤です。農薬名はマイター液剤。使用場所は、グラウンドと南側のり面です。そして、予算の中にとのことですが、農薬の薬剤費用は委託料には含まれていません。

○6番（永田知子君） すみません、もう一度、どういう、農薬は。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 委託料には含まれておりません。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 煩わせました。申し訳ありません。

最初に質問に至った経緯をお話ししました。除草剤散布による飛散を危惧して声が上がってきたのです。これは、住民を可能な限り安心できる生活に導くためには、今ちょっとお手数かけたのですが、住民の皆さんに可能な限り安心していただけるための導きとして必要であると思って再質問に臨みましたが、より詳細な答弁内容でありましたので、これで周りの方たちにすぐ分かることもあれば、一定の時間が経過した後に発生するということもありますので、今後、今の情報を生かしまして被害を回避するための対処方法については知らせていくという気持ちになりました。

そこで、委託先を伺えばより詳細な情報も入手できるということが分かりましたので、今度はまた住民サイドで、自分たちでどうやって対応していくかについては考えを深めていきたいと思います。

2つ目の質問です。

農業に従事されている生産者は、農薬使用の知識を学んで、健康被害についても熟知しておられます。ところが最近では、消費者である若い世代も減農薬ですとか無農薬野菜とか、あるいは有機栽培等に高い関心を寄せられております。食材を選ぶ一つの目安にもなっております。農薬の使用頻度ですとか散布による飛散の危険性についての知識も高まっております。家庭菜園は、ほぼどこの家でも取り組まれて、減農薬、無農薬による栽培、有機栽培の方法、種類などの情報取得も活発です。

ここで申し上げたいことは、野菜栽培はしかりであって、健康生活を送るために取り巻く環境を見渡し、そして予想される危険性は極力避けようとする市民の意識や関心がもう当たり前になってきているところまで高まっているという事実なんです。

美濃市は、緑豊かな自然に囲まれた北部においては、健康維持のために御近所同士で声掛け合って、朝や夕方には散歩をしておられる高齢者の数が見られます。あるいは、小さなお子さんと一緒に自然を味わう姿、これもお散歩や遊びなどで、そんな姿から結構外に出ていらっしゃるがよく分かります。

その際、跡地グラウンドは凹凸がなくて、歩きやすいということからグラウンド内を歩い

ていると言われたことには驚きました。東側には牧谷小学校が位置しているし、放課後には放課後児童教室の子らがプールを隔てたその東側で、その横側で小学校のグラウンドで遊びます。北中跡地の除草剤散布作業には十分な注意がこうしたことから必要とされます。

こんな状況で、やむを得ず除草剤散布をしなければならない場合、住民への周知とか、作業の後の経過観察はどのように行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（古田秀文君） 教育次長 武井由典君。

○教育次長兼学校教育課長（武井由典君） 今の御質問にお答えいたします。

除草剤散布につきましては、平成22年5月、令和2年5月改正の環境省から示されている公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルに基づき行っていますが、住民の周知については行っておりません。今後は、回覧板等で近隣住民の方々に散布の予定を周知するとともに、散布時には、散歩をしている歩行者などに声をかけながら実施したいと考えております。

作業後の経過観察につきましては、定期的に雑草の状況を確認し、必要に応じて除草作業を行っているところであり、引き続き適切な除草管理を心がけてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田秀文君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） よく分かりました。

今回は、住民からの苦情によって農薬飛散が判明した一つの例であります。案外私たちが見過ごしている事例もあちらこちらにあるかもしれません。特段今日まで何事も発生することなく来て大変よかったなと思っております。

先ほど紹介していただきました環境省の啓発、農薬使用を極力控えるという啓発については、今後も私たち市民も意識をさらに高めていきたいと思っております。

学校グラウンドのような広い面積の場所で、しかも使われなくなった廃校とあってはやむを得ない場合に当てはまるかと私は思います。

答弁で、今後は回覧板で事前に戸別に知らせるという答弁をいただき安心しました。その際、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者の連絡先などが明記されるように要望いたします。

また、市民に限らずその周辺を通行する地域外の人々の安全確保のためにも散布後はその区域には入らないよう看板等による表示で区分けをして知らせていただくことも併せて要望いたします。

要は私たち市民が草の伸び具合ですとか、その後の作業後の様子等については日頃から関心を持って見守り、そして自分たちでもどうしたらいいかということを考えていく意識を持っていきたいと思っております。

これで2点について私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田秀文君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から9月27日までの12日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から9月27日までの12日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（古田秀文君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月28日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時49分



前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月15日

美濃市議会議長                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      梅   村   辰   郎

署 名 議 員                      永   田   知   子

令和 4 年 9 月 28 日

令和 4 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 9 月 28 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和 3 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和 3 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 44 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 11 議第 45 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議第 46 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 47 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 48 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 49 号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 50 号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について
- 第 17 議第 51 号 令和 3 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 18 請第 1 号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願
- 第 19 閉会中の継続調査申出書について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 19 までの各事件

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	島田昌紀君	市長公室長兼 秘書課長	井上博司君
総務部長	瀬瀬敬久君	民生部長 (福祉事務所長)	西部睦人君
産業振興部長	永田幸泰君	建設部長	伊藤篤君
会計管理者兼 会計課長	篠田博史君	教育次長兼 学校教育課長	武井由典君
美濃病院事務局長	林信一君	民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君
建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君	総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	後藤尋明君

---

### 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	柴田勝己	議会事務局次長	佐藤和仁
議会事務局書記	中村亘輝		

## 開議の宣告

○議長（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（古田秀文君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田秀文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君の両君を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第18 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田秀文君） 日程第2、認第1号から日程第18、請第1号までの17案件を一括して議題といたします。

これら17案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月20日午前10時からと9月21日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第1号 令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第3号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 令和3年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 令和3年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第44号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第46号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第47号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第49号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第51号 令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請第1号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、賛成者なしで原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月22日午前10時からと、26日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第1号 令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第2号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 令和3年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを

議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 令和3年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第44号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第45号 令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第48号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第50号 美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田秀文君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、おはようございます。私は、請第1号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願に対して、賛成の立場で発言いたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が長期にわたり続く中、私たちは生きていくことに必死の日々が続いております。経済的にも収入の大幅な減少が続く中、ロシアの軍隊によるウクライナ侵攻という非人道的な蛮行が行われ、石油、天然ガスなどの原油価格の高騰、日本においてはゼロ金融政策もあり、円安に歯止めがかからない状況で、急激な物価上昇、インフレになっております。そうした経済状況の中でも、労働者の賃金は低く抑えられ、生活はますます厳しさを増しています。こうした中で、政府が来年10月から導入を狙うインボイス制度は、さらに私たちの生活を脅かすものと言わざるを得ません。

そもそも、消費税は福祉目的税として打ち出した税制だったのが、徴収した税は大企業への優遇税制とか、軍事費の大幅拡大という本来の趣旨から大きくかけ離れた税金の使い方になっているのではないのでしょうか。また、厳しい経済政策状況の中で、世界の96の国、地域が付加価値税、いわゆる消費税減税を実施、延期している中で、政府のインボイス制度がいかに世界からかけ離れた政策であるか明らかであります。そして、日本の地方議会からも意見書が財務省に提出されております。昨年度は97件であったのが、今年に入って423件の意見書が提出されております。ちなみに、愛知県は28議会、三重県は4議会で、残念ながら岐阜県はまだ意見書の提出は私は確認しておりませんが、そういった状況になっております。

そもそも、インボイス（適格請求書）は、業者間で消費税が課税される商品や、サービスの取引をするために消費税を受け取る売手側の事業者が発行するもので、10%の消費税増税と同時に実施された複数税率への対応を理由に導入が決定されたものであります。

インボイスには、利用者の氏名、名称、取引内容、税率ごとに合計した価格消費税額に加え、税務署が課税業者に付与する登録番号を記載する必要があります。つまり、インボイスを発行できるのは税務署に登録申請書を提出し、登録を受けた課税事業者だけ、このようになります。これまでは、仕入れ税額控除は帳簿があれば認められたのが、この制度が実施されるとインボイス（適格請求書）がなければ控除をできなくなるわけでありまして。

また、現行の制度は課税事業者が免税事業者、1,000万円以下の売上げの場合ですが、仕入れた場合も、仕入れで払った消費税額を控除できますが、インボイス導入後は免税事業者から仕入れは消費税額を控除できなくなり、課税事業者の納税額が増えることとなります。そのため、通常であれば免税事業者との取引を中止するか、その分納入先に値引きを要求することになります。つまり、今までの免税事業者は値引きを受け入れるか、税務署に納税しインボイスに登録するか、廃業するか、こういった選択となるわけでありまして。この制度で影響を受けるのは、財務省の試算では農林水産業などを除く免税事業者約372万社のうち、約161万社が課税業者になると想定し、2,480億円の増税になると試算しております。

しかし、これは控えめな試算で、影響を受けるのは1,000万人に上るのではないかと、このように言われております。美濃市の場合は、さきの私の一般質問で、産業振興部長の答弁では、市内の免税事業者はおおむね1,000事業者、これに国の課税事業者への転換見込みの4割を掛けた400事業者ほどが新たに課税事業者になるのではないかと答弁されております。インボイス制度の導入により、市内において新たに納税される消費税額は、6,160万円ほど。このような答弁もありました。しかし、この数字には、例えばシルバー人材センターの約300人の会員とか、道の駅にわか茶屋への出荷者約350人は入っていないため、さらに市民からの徴収増税は増えるものと思われまして。ちなみに、お隣の郡上市は約510事業所で、7,800万円の税金が新たに徴収されることとなります。

また、このインボイス制度には、プライバシーの問題も新たに発生することとなります。インボイス制度に登録するには、個人番号（マイナンバー）の記載が必須とされております。登録した事業者の名前と登録番号は、国税庁のホームページに掲載され、誰でも閲覧できま



す。受け取ったインボイスの登録番号で検索すれば、芸名やペンネームで仕事をしている人の本名を調べることも十分に可能となっています。そのため、プライバシーが侵害されるとして、税理士や俳優、声優、漫画家など多くの団体が反対の声明を発表しております。

消費税が8%から10%と増税し、さらにインボイス制度の導入と矢継ぎ早の増税は、弱者を救うのではなく、ますます困窮していく制度であります。しかも、この制度の周知は遅れているのが実情であります。消費税インボイス制度の延期を、ぜひともこの議会で決議をお願いしたいんだ、このように思っております。

最後に、インボイス制度実施の延期を求める請願に対しては、請願者の民主商工会の会員さんや、美濃市の商工会議所の会員さん、道の駅へ出荷されている生産者の方、シルバー人材センターの会員さんなど、多くの方が美濃市議会がどんな判断をするのか注目されておりました。しかし、この請願を付託された総務産業建設常任委員会では、紹介議員の私の説明を受けただけで、賛成、反対、疑問等の論議もなく、採決が行われ、否決されてしまいました。市民の切実な請願に対して、この対応は傍聴者の方も啞然とされておられました。私たち市議会議員は、賛否は別としても、なぜ賛成、反対、そういった意見を戦わせて結果を示すのが選挙で選ばれた責任だと思いますが、そういった内容での論議がされなかったことは、非常に残念に思っております。

最後に、再度、消費税インボイス制度の延期を美濃市議会として採択されることを切にお願いいたしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。私は、請第1号 消費税インボイス制度実施延期を求める請願の採択について、賛成討論を行います。

まず2023年10月施行のインボイス制度について、国税庁はその概要を次のように説明しております。

適格請求書、インボイスについては、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、具体的には現在行われている区分記載請求書に、登録番号、適用税率及び消費税額等の記載が追加された書類やデータのことをいいます。それに基づいて、売手の登録業者は取引相手の買手、つまり課税事業者に求められたときはインボイスを交付、あるいは写しの保存をしなければならない。買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則取引相手、売手の登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。ここまでは、あくまでも概要であり、詳細については税務署が出している案内書があります。

そこで、インボイス制度が、事業者にとって大きな負担となるのは、基準期間の売上げが1,000万円以下であれば、免除をされてきました、これまでは。ところが、インボイス制度の登録業者になれば、売上高に関わらず消費税納税が必要になるということです。

これまで、消費税そのものが不公平税制であり、税率の引上げが続いた後、低所得者や中小・零細事業者は重い負担を強いられてきました。インボイス制度は、中小・零細のみなら

ず、請負・委託契約シルバー人材センターの高齢者、あるいは生命保険等の保険外交員、農家やウーバーイーツ配達員、それから、これは広く多くの業者に広がるフリーランス等々が、消費税課税業者の選択を求められ、拒否をすると取引価格の引下げを強要されかねません。

消費税課税業者は、インボイス発行業者でなければ消費税仕入税額控除にならないために、取引業者にインボイス登録業者になるよう求めなければ消費税納税額が増えることになってしまいます。登録業者になることを拒否や、廃業となれば、新たな取引先を探さねばなりません。これまでうまくいっていた取引慣行が壊れることは必至です。

問題が多いインボイス制度に、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめとした様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期の声が上がっております。

現在、全国の自治体で消費税インボイス制度の実施の中止・延期を求める意見書採択が急速に広がっております。7月末の時点で、423の自治体が意見書を採択。5月末までの175から、6月議会で一気に増えました。岐阜県関ケ原町では、全会一致で採択をしております。

多くの中小・零細業者は、コロナ危機、ウクライナ情勢による生活不安、不安定な世界経済のもと、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでおります。このような状況下で消費税負担・事務負担を増やすことは、地域経済の衰退に拍車をかけることとなります。

美濃市の観光、製造業、農業特産物生産等の市民の皆さん方も、必死で頑張っておられます。これからの活力ある美濃市の発展のために、誰もその発展を願わない者はありません。議員の皆様方の御理解、御協力による請願採択、よろしくどうかお願いいたします。

これで、私の賛成討論を終わります。

○議長（古田秀文君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に議第44号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第44号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手全員であります。よって、議第51号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は本請願を不採択であります。したがって、本請願について採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田秀文君） 挙手少数であります。よって、請第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

#### 第19 閉会中の継続調査申出書について

○議長（古田秀文君） 日程第19、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務産業建設常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（古田秀文君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

---

#### 市長挨拶

○議長（古田秀文君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入りまして、日本近海において、多くの台風が発生し、日本も影響がありました。あわせて秋雨前線の活発化、あるいは線状降水帯の出現など、暴風、豪雨などによる河川の氾濫、土砂崩れ、家屋の損傷など、多くの災害が発生いたしました。おかげさまで、美濃市内では発生はございませんでしたけれども、沖縄、九州、東海をはじめ、多くの地域において甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられました方々に対しまして、お悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様には、一日も早い復旧がなされ、通常の生活が戻ることをお祈り申し上げたいと思っています。

また、昨日は故安倍晋三元首相の国葬儀が開催されました。民主主義社会の日本におきまして、選挙期間中に凶弾に倒れるという信じ難く、また断じて許すことのできない事件により、亡くなりましたことに対しまして、改めて故人の冥福をお祈り申し上げますとともに、

御遺族には心からお悔やみを申し上げたいと思います。

さて、本日定例会におきまして、令和3年度決算、令和4年度補正予算、条例制定など18件の議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認並びに議決をいただき、誠にありがとうございました。

今後も適正な事務事業の執行に努めるとともに、議員各位から賜りました御意見などにつきましては、職員とも共有し、これからの施策に生かしていきたいと存じております。

次に、最近の話題について少しお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第7波は、新規陽性者数及び病床使用率が減少傾向にあるということとして、岐阜県では9月末をもちまして「岐阜県B A. 5対策強化宣言」は解除されるということになりました。しかしながら、今もなお毎日多くの新規陽性者が確認されていること、あるいは自宅療養者の対応が継続していること、また季節性インフルエンザとの同時流行の可能性がある、こういうことがありまして、依然、感染拡大リスクが危惧されております。10月1日以降も、ワクチン接種をはじめとする対策を含めまして、会食に当たりましては大人数での長時間飲食をしないことや、マスク会食など、感染防止対策をしっかりと確保しながら社会経済活動との両立を目指していくこととしております。

市では、第7波を着実に終息させるため、市民の皆様引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、社会経済活動の回復に努めてまいりたいと思っております。

ワクチン接種につきましては、オミクロン株対応のワクチン接種を本日から開始いたします。今後は、12歳以上で2回ワクチン接種をされた市民を対象といたしまして接種を実施し、年内に完了をしたいという思いでございます。

次に、秋の深まりとともに、これからのシーズンはスポーツ、あるいは文化芸術の季節であります。特に、本年度は市民の心の健康及び文化力の向上ということをテーマに、芸術文化協働推進事業を展開をしております。具体的には、NPO法人四つ葉のコウゾと連携し、「2022クラシカルコンサート」と題しまして、9月から12月まで毎月1回、大阪交響楽団等によるクラシックコンサート、さらにはひまわりプロジェクトと連携した「音楽日和」名演コンサート、いずれも健康文化交流センターを中心に、原則として毎月第4土曜日に一流音楽家による演奏会を開催いたします。ぜひ、御家族や御友人とともに、心の洗濯をしていただき、心身ともに健康に努めていただければ幸いと存じます。

次に、課題となっておりますマイナンバーカードの取得についてでございます。

昨日、9月27日現在の申請率は59.03%と、多くの市民の方々の協力によりまして交付率が高まっております。大変感謝申し上げたいと思っております。しかしながら、新聞でも報道されましたように、政府は全ての国民にマイナンバーカードの普及をしていくということで、来年度に創設する田園都市国家構想交付金等につきまして、自治体に配分する予定の一部を、取得率全国平均以上でなければ受給できない仕組みにするなど、取得率が低迷している自治体に対して、マイナンバーカードの普及に向けた努力を求めてきております。

このため、市民の皆様には早期にマイナンバーカードを引き続き取得いただきますように

重ねてお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、議員の皆様には秋を迎え、涼しく過ごしやすい季節になってきましたけれども、寒暖差が大きい季節でもあります。健康には十二分に御留意され、市政進展のため、今後もなお一層の御活躍と御指導を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 本定例会には、令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げまして、閉会といたします。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月28日

美濃市議会議長                      古    田    秀    文

署 名 議 員                      岡    部    忠    敏

署 名 議 員                      辻            文    男



## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 3 号	令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	令和3年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	令和3年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 44号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 46号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 47号	令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 49号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 51号	令和3年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
請 第 1 号	消費税インボイス制度実施延期を求める請願	不採択

令和4年9月21日

総務産業建設常任委員会委員長 梅 村 辰 郎

美濃市議会議長 古 田 秀 文 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和3年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	令和3年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	令和3年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 44号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 45号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 48号	令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 50号	美濃市民の歯と口腔の健康づくり推進条例について	原案可決

令和4年9月26日

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 古田秀文様